

武蔵野市視覚障害者指導員制度調査

報告書

武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会

報告にあたって

武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会
委員長 原田 住江

人間は情報の90%を視覚より得て生活しているといわれます。現在日本の視覚障害者は約35万人おり、そのおよそ8割は成人後の中途失明者です。身体の中のどの部分の障害もつらく、苦しいことに違いはありませんが、不幸にも中途失明の悲運にあつた時、ほとんどの人が1度は死を考えるといます。これを乗り越えて自分の運命を受け止め、残された人生を一杯生き抜くのは並大抵の努力でできることではありません。

武蔵野市は他の地区からみるとうらやましがられるほど福祉が充実しているといわれます。確かに障害者のための施設は立派なものがありますし、そこに勤務する市職員は、障害を持つ人達に、いわゆる”お役所仕事”ではなく、あたたかい心と熱意をもって接していることが感じられます。行政、医師会、一般市民ボランティアとの連携も他と比べれば抜群でしょう。しかし、一番大切なものがまだ欠けています。

本当の”福祉”とは大きな障害者用の建物を建てることでも、お金を支給することでも、また、視覚障害者に限っていえば、使い方もよく教えずに白杖を交付することでもありません。真つ暗な絶望の底に突き落とされ苦しみ悩む障害者に心を合わせて向き合い、日常生活の不自由を克服するノウハウを繰り返し伝え、障害者が自分の力でより自由に、より安全に、人間としての尊厳を保って心の充ち足りた生活が送れるよう、きめ細かに手助けする人を、その障害者が生活する地域の自治体で供給することです。

今、世の趨勢も、厚生省の方針も在宅医療を重視する方針となつております。しかも、当武蔵野市は高齢の視覚障害者が多く、訓練施設への入所は不可能であり、今後ますます増加することも明らかです。現在失明原因として緑内障、糖尿病性網膜症、黄斑部変性が増加しており、遺伝疾患である網膜色素変性は今も不治の病です。これらは徐々に進行するので、少しでも残存視力のある間から生活訓練を始めることは、その訓練成果をあげる上に

大変重要なことです。緑内障や糖尿病に原因のあるものは原疾患に対する治療があるので年齢が若くても訓練施設への入所は難しいです。そこで私は昨年市議会に、視覚障害者のための生活指導員雇用を行政に希望する陳情書を、武蔵野市医師会の賛同と推薦を得て市議会に提出しました。幸い、満場一致で趣旨採択されましたので、土屋市長はこれを受けて「武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会」の設置を命じられ、当委員会は検討を重ねて、この報告書を提出するにいたつたのであります。

私がこれを市に提出した理由は2つありますが結局は1つにつながるものです。第1は障害者が今までどのような不便、不利益を受けておられるか、また、これに対し何を望んでおられるかの実状を把握して、障害者にとって最も有効な心と生活の支えになるであろう生活指導員雇用制度を実現していただきたいこと。第2はこの尊い天職につこうという人達の身分と生活が市の正職員として安定し、後顧の憂いなく、男女一生の仕事として専念できるようにしてほしいということであります。この仕事はボランティアの善意だけでは決して勤め切れるものではなく、十分な教育訓練を受け、豊富な知識と熱意をもった専門職員が各家庭をしばしば訪問し、若い障害者には職場復帰の引金を作り、高齢者にはこれまでの家庭の生活環境の中で、息長く繰り返しケアを続けなければなりません。アンケートをみると視覚障害者がこれまで苦しみながら大変な努力を重ねてこられたこと、専門家の助けがあればもっと容易に乗り越えてこられたのであろうことを「仕方がない」とあきらめていらつしやる息づかいが聞こえて来る気がしました。

この委員会の報告書が生かされて、武蔵野市において視覚障害者指導員制度が実現し、真の心の通った住民サービスの担い手として活動することを期待するものであります。

最後になりましたが、調査に関するご指導いただきました千葉大学名誉教授（統計学）理学博士 浅井 晃先生に感謝申し上げます。また、浅井先生のご配慮で、㈱消費者行動研究所をご紹介いただき、電話による調査を進めることができました。さらに調査分析・執筆は、東京都失明者更生館主任指導専門職（本調査研究委員会副委員長）の深澤 茂氏が行ないました。ここに、厚くお礼申し上げます。

第1章 調査概要

① 調査の目的

本調査は、武蔵野市の視覚障害者の生活実態を調査し、その調査結果をもとに今後武蔵野市に専任の視覚障害者指導員制度実現のための参考資料とすることを目的として実施したものである。

② 調査の時期

平成6年10月末日現在の状況について調査を実施したものである。

③ 対象者

武蔵野市内の視覚障害者238名を調査対象者とした。

④ 調査の方法

(1) 電話調査

(2) 訪問調査

* 電話調査ができなかった対象者に対して訪問調査を実施した。

⑤ 調査票の回収状況

調査対象者238名のうち191名からの回答があり、回収率は80.3%であった。その内訳は、電話調査177名(74.4%)、訪問調査14名(5.9%)であった。

⑥ 調査項目

対象番号

武蔵野市視覚障害者生活実態調査（電話調査）

— 1994年10月実施 —

依頼：武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会
実施：（株）消費者行動研究所

— 始めのあいさつ —

〇〇〇様でいらっしゃいますか。

こちらは「武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会」から依頼を受け、「武蔵野市視覚障害者生活実態調査」を実施している消費者行動研究所の△△と申します。

先日、「調査研究委員会」からテープでご案内をさしあげたと思いますが、私達は武蔵野市の視覚障害者の皆様の実態、意見を伺い、今後の視覚障害者対策に役立つ資料を集めております。

これからいろいろとお伺いいたしますが、統計資料にするためであり、個人のお名前が出ることはありません。また、この調査結果を目的以外に使うことはいたしませんので、安心して率直にお答え下さい。

失礼のないよう、「調査研究委員会」から与えられた質問紙にそって申し上げますので、よろしくお願いたします。質問紙は全部で4ページです。

（質問者の皆様へ）

- (1) 調査票に従って、話すように、ていねいに話すこと。
- (2) 回答は復唱して回答欄に記入する。
- (3) くれぐれも、対象者が障害者であることを頭において、失礼のないように発言すること。

注) (1) 内は必ず読み上げ、該当する回答に○印をする。

(2) (か)は質問のとき読み上げ、回答は(か)がないものとする。

(3) 問番号、内の回答番号は読み上げない。

回答は、内の回答番号に○印をする。

(4) 回答指示の無印はSA（○印はひとつ）

// MAは複数回答を許す。（○印はいくつでも）

// FAは自由回答とする。

— 最後のあいさつ —

どうも長い間お答えいただきありがとうございました。おつかれになられたと思いますが、これで終了です。この結果は、「武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会」が統計資料としてまとめ、それをもとに報告書を作成し、関係各所に提出することで役立たせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

なお、あとでお気付きの点がありましたら、電話は 0422-55-3825 番です。

武蔵野市障害者福祉センター村田までご連絡下さい。ほんとうにありがとうございました。

どうぞお体を大切に、いつまでもお元気でいて下さい。では、失礼させていただきます。

対象番号	<input type="text"/>	氏名	<input type="text"/>	TEL	0422- -	結果	1. 完了 2. 不在 3. 拒否
------	----------------------	----	----------------------	-----	---------	----	-------------------

A 始めに、失礼ですが **あなたご自身** についてお伺いします。_____

F1. あなたは…(リストと照合) F2. お年は何十才台ですか。 F3. 身体障害者手帳は何級ですか。

1. 男性です(か)	<input type="text"/> 十才代	<input type="text"/> 級
2. 女性です(か)	(リストと照合)	(リストと照合)

問1. 現在お仕事は……

1. 在宅で仕事をしています(か)	4. 学生です(か)
2. 通勤で仕事をしています(か)	5. 無職です(か)
3. 主婦です(か)	6. その他です(か)

問2. あなたの眼の障害名をお教之下さい。(具体的に答えてもらい、下記の中より選んで確認する。(MA))

1. 小 眼 球	6. 強 度 近 視	1. 網 膜 芽 細 胞 腫	6. フ ド ウ 膜 炎
2. 先 天 性 白 内 障	7. 角 膜 混 濁	2. 全 色 盲	7. 緑 内 障
3. 牛 眼	8. 眼 球 癆	3. 糖 尿 病 性 網 膜 症	8. 眼 外 傷
4. 視 神 経 萎 縮	9. 未 熟 児 網 膜 症	4. ベ ー チ エ ッ ト 氏 病	9. 網 膜 脈 絡 膜 萎 縮
5. 網 膜 変 性	0. 白 子 眼	5. 老 人 性 白 内 障	0. その他()

問3. 現在の視力になつてから、どの位たちますか。

1. 0~6ヶ月	3. 1年~3年	5. 5年~10年
2. 6ヶ月~1年	4. 3年~5年	6. 10年以上

問4. 視覚に障害を受けてから今日まで、大変なご苦労の連続だつたと思いますが、今の生活に慣れるのに、「教えてもらつたり、助けてもらつたり」した方が……

その方は

1. いました(か)	1. 親です(か)
2. いませんでした(か)	2. 兄弟です(か)
	3. 友人です(か)
	4. 近所の人です(か)
	5. 役所(公的機関)の人です(か)

B **通院・入院および相談** についてお伺いします。_____

問5. あなたは最近1ヶ月間に眼科に……

1. 通院しました(か)) (MA) → その合計日数は?
2. 入院しました(か)	
3. 全くかかりませんでした(か)	

日

問6. あなたは最近1ヶ月間に眼科以外の病院に……

1. 通院しました(か)) (MA) → その合計日数は?
2. 入院しました(か)	
3. 全くかかりませんでした(か)	

日

問7. (a)あなたは視覚障害者になられてから、市役所や福祉事務所に

1. 将来の生活設計	などの相談に	1. 行ったことがあります(か)	(b)それはどんな相談ですか。
2. 日常生活の援護・介助など		2. 行ったことはありません(か)	
3. 町の不便な箇所			
4. 手当の申請			
5. 補装具・日常生活具の申請			
6. 施設入所			
7. その他()			

(MA、該当する答に○印)

(c)今後、市役所や福祉事務所に今申し上げた障害福祉の相談に行きたい希望が……

1. あります(か)
2. ありません(か)

(1ページが終わりました)

第1章 調査概要

C 外出と福祉制度 についてお伺いします。

問8. (a) ぶだんの外出
について
お教え下さい。
(読み上げる)

- 1. よく一人です
- 2. よく手引者とする
- 3. たまに一人です
- 4. たまに手引者とする
- 5. あまりしない
- 6. ほとんどしない

のいずれでしょうか。

(b) (3・4・5・6「よく外出しない」人に)
あなたがよく外出なさらないのは
どうしてですか。(MA)
(下記をすべて読み上げる)

- 1. 健康上の理由(ですか)
- 2. 家族の手引者がいないから(ですか)
- 3. ガイドヘルパーの回数が少ないから(ですか)
- 4. 出かけるところがないから(ですか)
- 5. 他人に迷惑をかけたくないから(ですか)
- 6. その他の理由(ですか) ()

問9. (a) 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣制度について……………

- 1. 知っています(か)
- 2. ご存じないです(か)

(b) 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣制度で

- 1. 買い物
- 2. 公共施設
- 3. 病院
- 4. 銀行
- 5. 観劇・コンサートなど
- 6. その他()

などを

- 1. 利用したことがあります(か)
- 2. 利用したことがないです(か)

(c) それはどんなときに
利用されましたか。

(MA、該当する答に○印)

(c) 今後、そのような視覚障害者ガイドヘルパーの派遣制度を
利用したい希望が……………

- 1. あります(か)
- 2. ありません(か)

問10. ホームヘルパー、家事援助などの派遣制度について……………

- 1. 知っています(か)
- 2. ご存じないです(か)

問11. (a) 地域の福祉センター、スポーツセンター、図書館などで

- 1. 講習会
- 2. 機器の利用
- 3. 水泳
- 4. 陸上競技
- 5. レクリエーション
- 6. 対面朗読
- 7. 録音・点字図書の利用
- 8. その他()

などを

- 1. 利用したことがあります(か)
- 2. 利用したことがないです(か)

(b) どんなことで
利用されましたか。

(MA、該当する答に○印)

(c) 今後、これら公共施設で今申し上げたことを
利用したい希望が……………

- 1. あります(か)
- 2. ありません(か)

(2ページすみました。これで半分です。
おつかれでなければ、残りを続けさせていただきます。
よろしいですね。)

- 問 12. どこかの「障害者団体」に……………
- | |
|----------------|
| 1. 加入してます(か) |
| 2. 加入していません(か) |
- 問 13. 「JRなど鉄道旅客運賃の割引」があることを……………
- | |
|--------------|
| 1. 知っています(か) |
| 2. 存じないです(か) |
- 問 14. 「都営交通の無料パス」があることを……………
- | |
|--------------|
| 1. 知っています(か) |
| 2. 存じないです(か) |
- 問 15. 「福祉タクシー利用券」があることを……………
- | |
|--------------|
| 1. 知っています(か) |
| 2. 存じないです(か) |
- 問 16. 「理容・美容サービス」があることを……………
- | |
|--------------|
| 1. 知っています(か) |
| 2. 存じないです(か) |
- 問 17. 「一般図書、墨字本と点字本の差額相当額を助成する制度」
があることを……………
- | |
|--------------|
| 1. 知っています(か) |
| 2. 存じないです(か) |
- 問 18. “市報むさしの” “武蔵野市議会会報”の「テープ版の
貸し出し制度」があることを……………
- | |
|--------------|
| 1. 知っています(か) |
| 2. 存じないです(か) |

- 問 19. (a)日常生活用具で、次のうちどんなものを市から今まで給付・受給されていますか。
(MA・下表を読み上げる)
- (b) そのうち、現在ご利用なさっているものをお教え下さい。(MA・(a)の回答したものを
ものを1つ1つ読み上げる) (〇〇〇((a)の回答)はお使いですか。以下同様)

	(a) 給付・受給されたもの	(b) 現在利用中
1) テープレコーダー ……………	1	1
2) 時 計 ……………	2	2
3) タイムスイッチ ……………	3	3
4) カナタイプライター ……………	4	4
5) 点字タイプライター ……………	5	5
6) 電 卓 ……………	6	6
7) 音声式体重計 ……………	7	7
8) 電磁調理器 ……………	8	8
9) は か り ……………	9	9
10) 屋内信号装置 ……………	10	10
11) 盲人用体温計 ……………	11	11
12) 音響案内装置 ……………	12	12
13) 視覚障害者用拡大読書器 ……………	13	13
	なし	なし

(3ページ終わりました。あと1ページです。)

第1章 調査概要

D 視覚障害者の生活訓練 についてお伺いします。

問 20. (a) 「点字」は……………

1. 読めます(か)	→ (b) 「点字の訓練」を……………
2. 読めません(か)	

1. 受けたいと思います(か)
2. 受けたいと思わないです(か)

問 21. (a) 「盲人用ワープロ」が
あるのを……………

1. 知っています(か)	→ (b) 「盲人用ワープロの訓練」を…
2. 知りません(か)	

1. 受けたいと思います(か)
2. 受けたいと思わないです(か)

問 22. (a) 「一人歩き」が……………

1. できます(か)	→ (b) 「歩行の訓練」を……………
2. できません(か)	

1. 受けたいと思います(か)
2. 受けたいと思わないです(か)

問 23. (a) 「一人で調理」が……………

1. できます(か)	→ (b) 「調理の訓練」を……………
2. できません(か)	

1. 受けたいと思います(か)
2. 受けたいと思わないです(か)

問 24. 生活する上で困っていることや、希望することがありましたら、何でもお聞かせ下さい。(FA)

E 最後に お住まい についてお伺いします。

問 25. あなたを含めて、一緒にお住まいのご家族は何人ですか。 人

問 26. あなたのお住まいをお教え下さい。
(読み上げる)

1. 持ち家	のいずれでしょうか。
2. 戸建の借家	
3. アパート	
4. 公営住宅	
5. 社宅・公務員住宅	
6. その他()	

問 27. (a) 今住んでいるお住まいに、
不満や不便を感じたことが……………

1. あります(か)	→ (b) 具体的に不満、不便を感じて いることをお教え下さい。(FA)
2. ありません(か)	

問 28. (a) あなたは、住宅を借りたいと
思ったとき不便を感じたことが……………

1. あります(か)	→ (b) 具体的に不満、不便があつた かをお教え下さい。(FA)
2. ありません(か)	

— 最後のあいさつを —

⑦ 実態調査研究の経緯

本調査は、武蔵野市からの委嘱により構成された「武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会」が武蔵野市長の諮問機関として調査研究をし、その結果を武蔵野市長に答申するために実施したものである。

- 平成6年5月 実態調査の指針を検討
- 6月 調査の専門家を招いて勉強会
- 8月 質問項目・書式の検討および調査会社選定・依頼
- 9月 調査項目の最終検討
- 10月 電話調査実施と集計
- 11月 調査会社より調査結果の提出
- 12月 調査項目ごとの分析
- 平成7年1月 分析結果の検討
- 2月 印刷製本
- 3月 武蔵野市長に「報告書」の答申

第2章 調査対象者のあらし

① 性別の状況

図2-1は、性別の状況を示したものである。

本調査の男女比は、男性が97名(51%)、女性が94名(49%)と概ね、半々である。

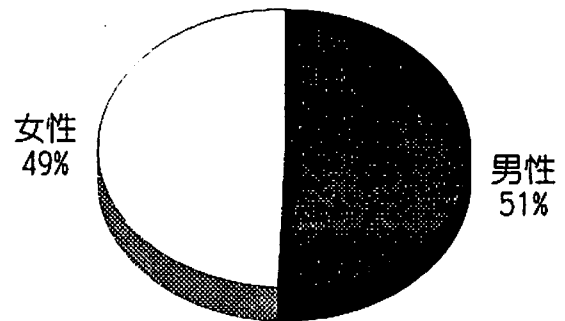


図2-1

② 年齢の状況

図2-2は、年齢の状況を示したものである。この図を見てもわかるように、60歳以上の調査対象者が、126名で全体の66%を占めていることから視覚障害者の年齢構成の高齢化が進んでいることが理解できる。また、40歳代から50歳代の働きざかりの中途視覚障害者も40名(21%)となっていることも見逃せない。

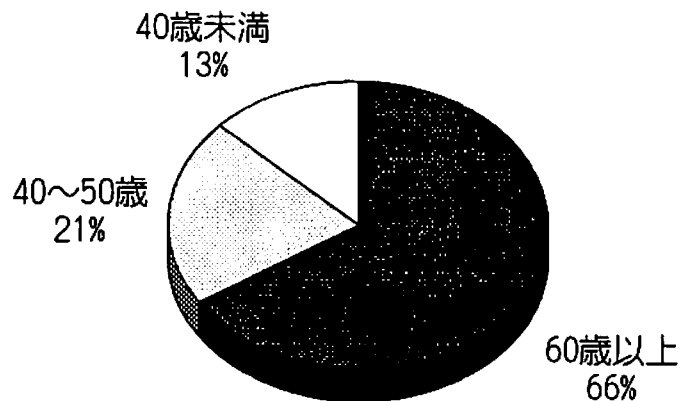


図2-2

③ 身体障害者手帳等級の状況

図2-3は、身体障害者手帳等級の状況を示したものである。厚生省の身体障害者実態調査でも視覚障害者は1, 2級の者が56.4%と重度の障害をもつ者が多いことが報告されているが、本調査対象者も1, 2級の者が115名(60%)で、視覚障害者は重度障害者が多いといえる。

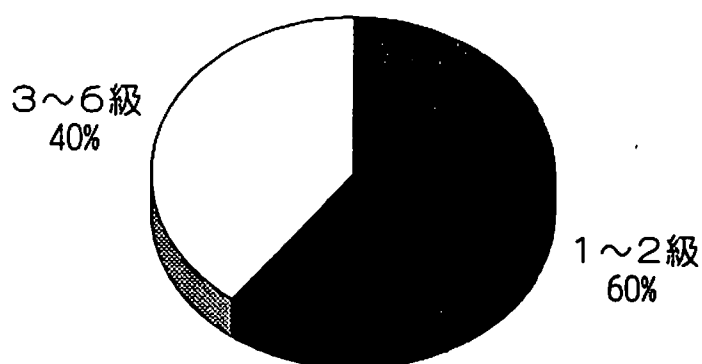


図2-3

④ 仕事の有無の状況

図2-4は、仕事の有無の状況を示したものである。無職が111名（58%）と数値が高かった。このことは、調査対象者の視覚障害者が60歳以上が全体の66%であることから無理もないと思われる。在宅、通勤を併せて仕事をしている視覚障害者は、男性は32名（33%）、女性は16名（17%）で、全体では48名（25%）である。

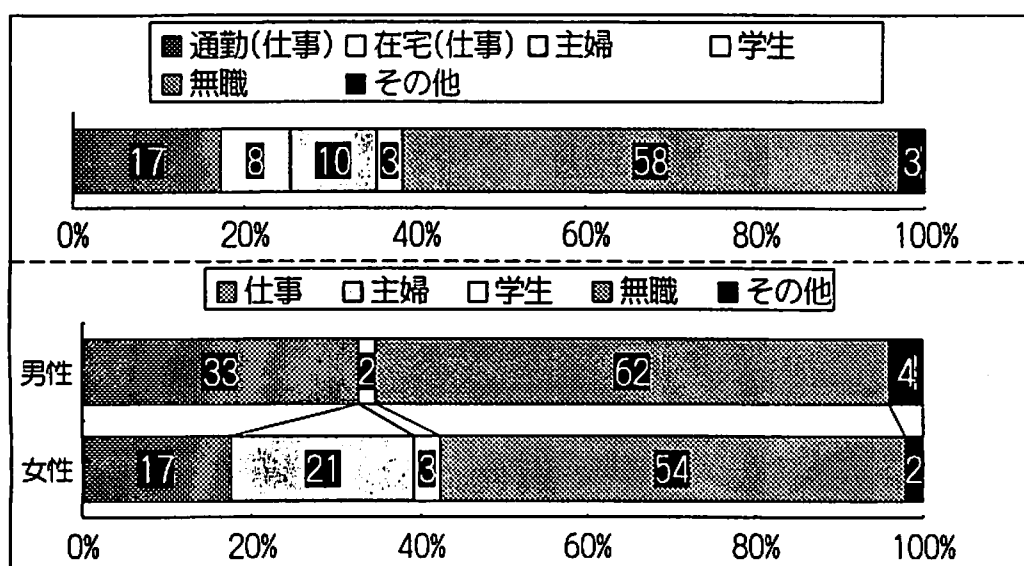


図2-4

また、仕事をしている48名の視覚障害者を等級別に見ると1級は26%、2級は31%、3級以下は21%となる。(図2-5)

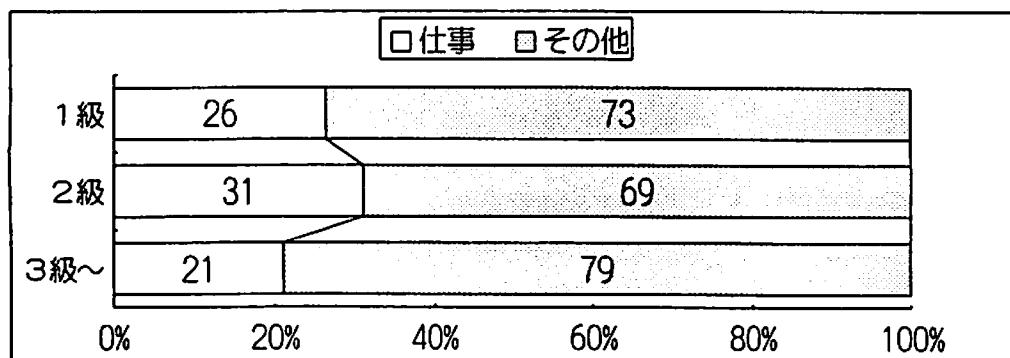


図2-5

⑤ 障害名の状況

表2-1は、障害名の状況を示したものである。この障害名の状況は、191名の対象者の複数回答であるために、正確な割合を示すことはできない。ここでは障害名の件数で示すことにする。

本調査結果では、緑内障が42件でもっとも多かった。網膜に関する障害名（網膜変性、未熟児網膜症、網膜芽細胞腫、糖尿病性網膜症、網膜脈絡膜萎縮）は、それぞれ合わせると78件になる。なかでも、網膜変性は34件と一番多かった。また、網膜脈絡膜萎縮も27件と多く、糖尿病性網膜症は14件ではあるが、近年増加の傾向を示している例である。そして、視覚障害者の高齢化に伴い老人性白内障も25件と比較的多くなっている。

それから、本調査で障害名のその他が25件と多いのは、調査対象者が60歳以上の高齢者が多く、身体障害者手帳に記載してある障害名を正確に把握していないことも推測される。

表2-1

障害名	件数	障害名	件数
小眼球	10	網膜芽細胞腫	1
先天性白内障	6	全色盲	0
牛眼	0	糖尿病性網膜症	14
視神経萎縮	20	ベーチエット氏病	2
網膜変性	34	老人性白内障	25
強度近視	5	ブドウ膜炎	4
角膜混濁	13	緑内障	42
眼球癆	3	眼外傷	7
未熟児網膜症	2	網膜脈絡膜萎縮	27
白子眼	0	その他	25
		合計	240

⑥ 視覚障害者としての障害歴

図2-6は視覚障害者としての障害歴を示したものである。10年以上が111名（男性50名、女性61名）で、全体の58%であった。次に多かったのは、5年以上で、32名（男性15名、女性17名）、全体の17%であった。この数値から見ても視覚障害者になってから5年以上経過している視覚障害者が全体の75%であることがわかる。

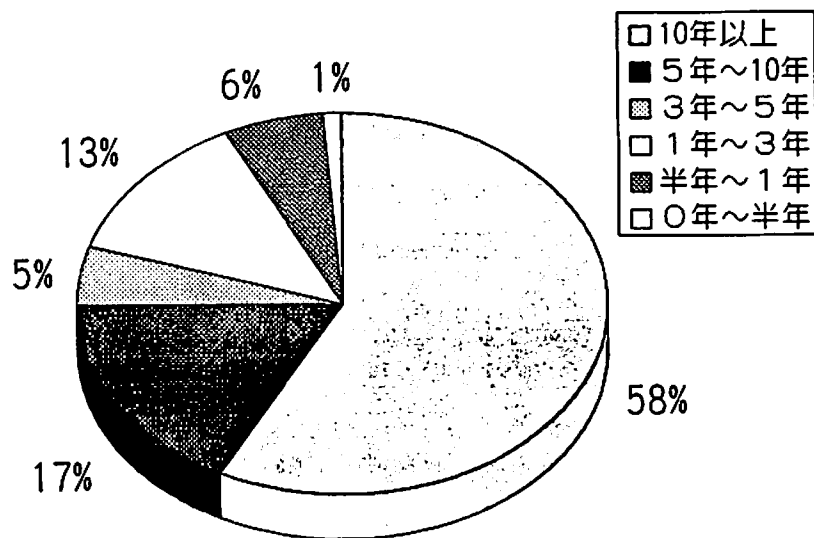


図2-6

⑦ 援助者の有無

図2-7は、援助者の有無を示したものである。視覚障害者になってから援助してくれた方がいたと答えたのは、全体の75%と高い数値である。

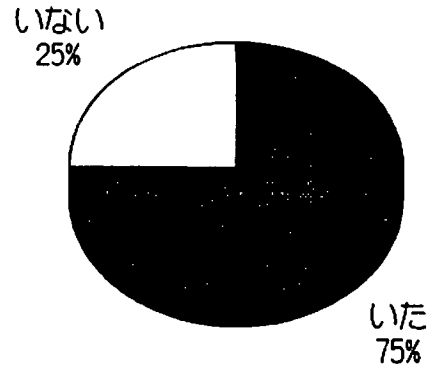


図2-7

図2-8は、具体的な援助者について示したものである。やはり、家族や親族に援助を受けていると答えた者が82%（複数回答）と数値が高いのがわかる。次に、援助・相談を受けているのは、役所（公的機関）の人で25%を占めている。このことから、親身になつての対応と、さらに専門的な知識を持った、適切な援助・相談ができる専任視覚障害者指導員配置の必要性が高いことがうかがえる。

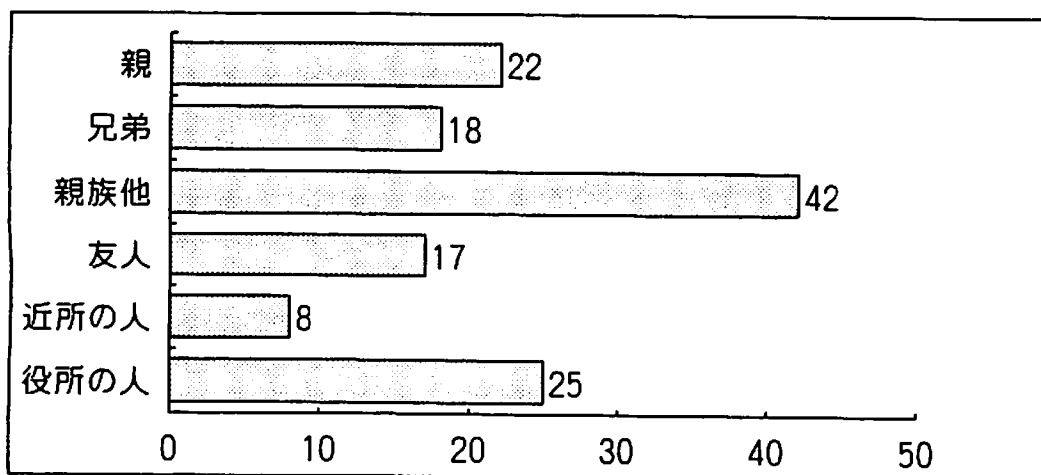


図2-8

第3章 調査結果とその概要

第1節 通院・入院の状況

① 眼科への通院・入院の状況

図3-1は、眼科への通院・入院の状況を示したものである。眼科にかかった者は、全体で39%（通院37%、入院2%）であった。また、まったく眼科にかかっていない者は61%であった。さらに、この1カ月間の通院・入院の日数の状況は、1日だけの者が25%で、そのほとんどが5日以内と答えている。

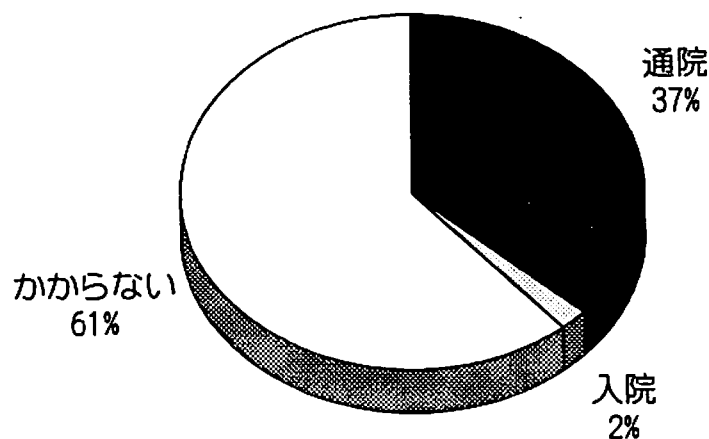


図3-1

眼科にかかったと答えた者の平均日数は、全体で2.1日であった。また、通院・入院の日数を等級別に見ても1日だけの者が、1級は17%、2級は30%、3級以下29%であった。

2級以下の視覚障害者は眼科に受診することが多く、1級の視覚障害者は等級が固定していることもあり、眼科への受診も少なくなっていることが推測される。

② 眼科以外への通院・入院の状況

図3-2は、眼科以外への通院・入院の状況を示したものである。眼科以外への病院にかかった者は、全体で65%であった。そのうち、通院した者は、58%、入院した者が5%、往診を受けた者が3%であった。このことは、本調査の年齢構成から見ても視覚障害者の高齢化が進んでいることがわかる。

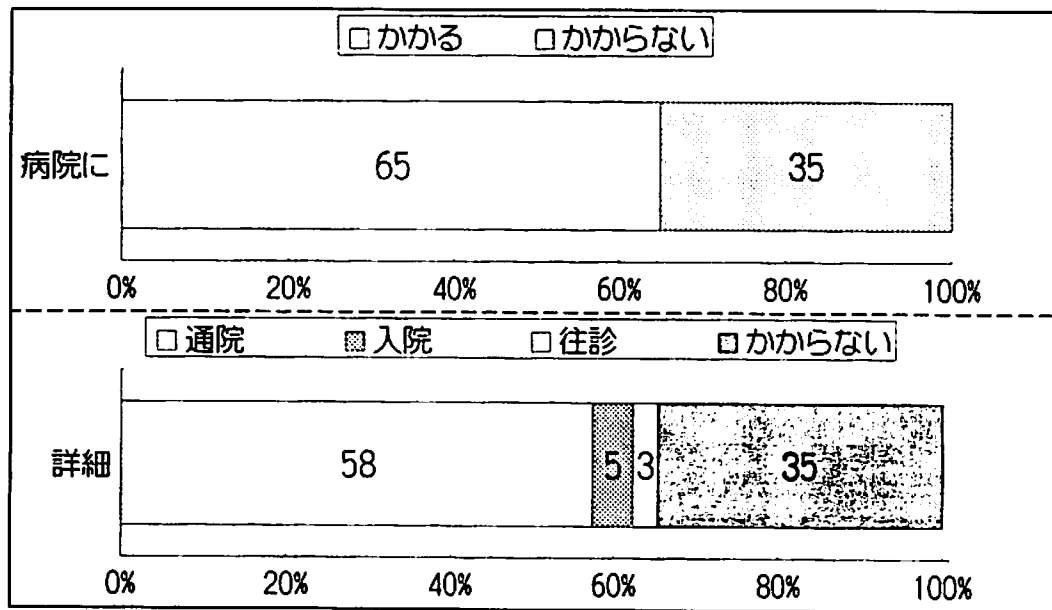


図3-2

また、この1カ月間の通院・入院の日数の状況は、眼科にかかっている平均日数が全体で2.1日であったのに対し、眼科以外にかかる平均日数は4.1日と倍の日数となっている。通院・入院の日数を等級別に見ると1日だけの者が、1級は23%、2級は23%、3級以下は16%となっており、等級別では、眼科以外への通院・入院での差は見られなかった。

第2節 市役所や福祉事務所への相談の状況

図3-3は、市役所や福祉事務所への相談の状況を示したものである。相談に行ったことがあると答えた者は、全体の56%であった。相談内容は「将来の生活設計」(5%)、日常生活の援助・介護等(23%)、「町の不便な箇所」(3%)、「手当の申請」(21%)、「補装具・日常生活用具の申請」(28%)、「施設入所」(6%)、「その他」(7%)であった。やはり、生活面に関する相談内容が多くなっていることがわかる。

各年齢別の相談内容を見ても「補装具・日常生活用具の申請」の相談は、59歳以下(43%)、60歳～69

歳(30%)、70歳～79歳(20%)、80歳以上(11%)と年齢が低いほど相談の割合が高いのに対し、「日常生活の援助・介護等」で、59歳以下(20%)、60歳～69歳(30%)、70歳～79歳(17%)、80歳以上(27%)と高齢者の相談の割合が高くなっている。このことは、高齢者になるにしたいがい健康面の心配が高くなり、日常生活の援助や介護といったことでの相談が多くなることを示している。

今後、相談に行く希望があるかは、全体の54%の方が何らかの相談をしたいと考えている。したがって、視覚に障害をきたし、失明の告知を受け、精神面での落ち込みや生活面あるいは健康面で困ったときに、すぐ相談でき、適切な対応のできる専任視覚障害者指導員の配置を積極的に進める必要があるものと思われる。

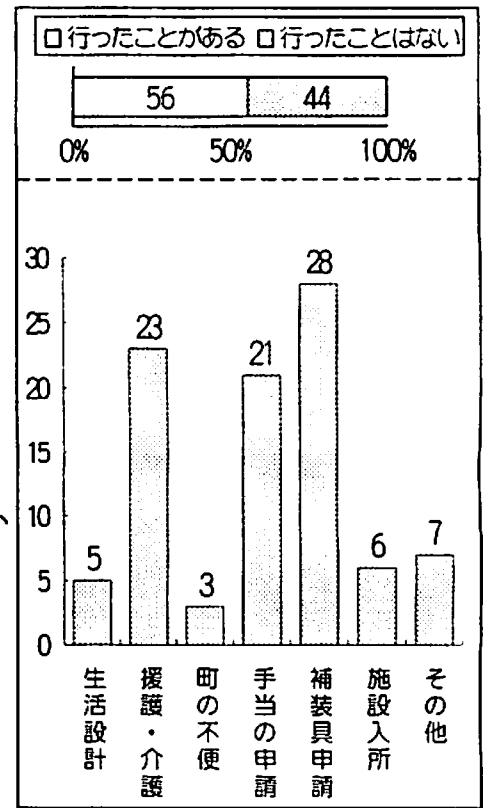


図3-3

第3節 外出の状況

図3-4は、外出の状況を示したものである。全体で76%と外出の機会が多いことが伺える。等級別で見ると、「よく一人でする」では、1級（29%）、2級（43%）、3級以下が（61%）となっている。やはり、行動視力を有効に活用可能な3級以下の者の外出の機会が多くなることが理解できる。また、年齢別で見ると、「よく一人でする」では、59歳以下（63%）、60歳～69歳（35%）、70～79歳（48%）、80歳以上（19%）である。年齢では、59歳以下の者は、通学・通勤といった日常生活上、外出の必然性が高い点からも外出の機会が多いことがわかる。70歳～79歳の高齢者の外出の機会が比較的多いことは、健康面を考慮に入れた、近所への散歩が含まれていることと思われる。

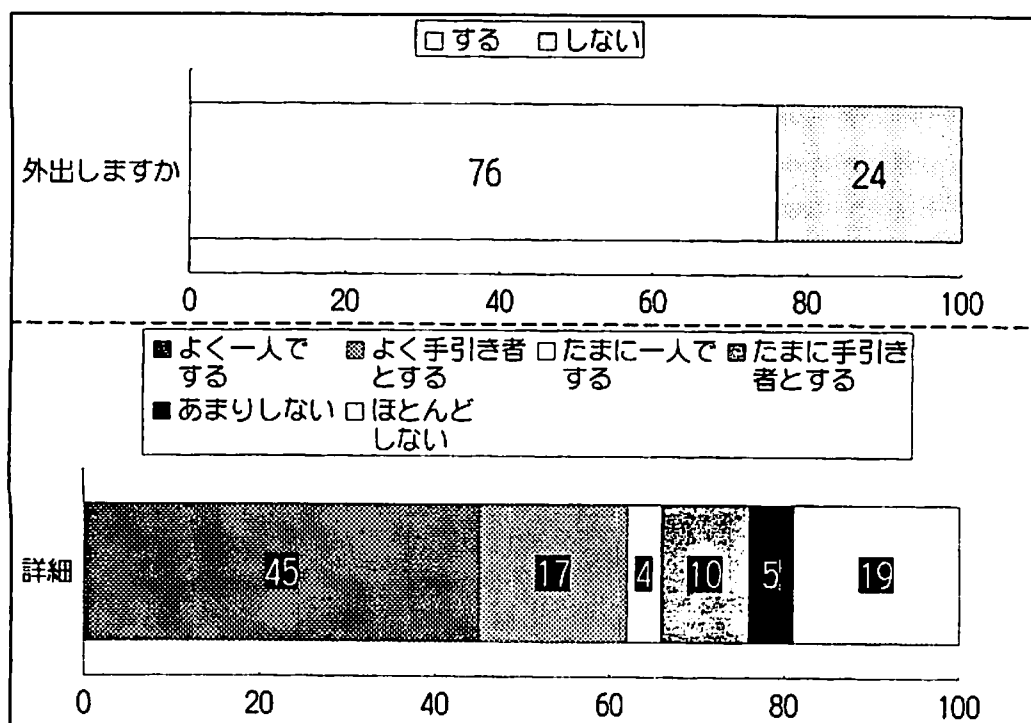


図3-4

図3-5は、「よく外出をしない」理由を示したものである。「健康上の理由」(55%)、「家族の手引き者がいない」(14%)、「ガイドヘルパーの回数が少ない」(5%)、「出かける所がない」(11%)、「他人に迷惑をかけたくない」(23%)、「その他」(21%)となっている。「健康面の理由」は、等級別で見ると、1級(42%)、2級(58%)、3級以下(71%)である。3級以下のものが高い数値を示しているが、等級面だけで理由にあげたことを判断するのは難しい。

また、年齢別に見ると、59歳以下(31%)、60歳～69歳(44%)、70～79歳(50%)、80歳以上(79%)である。やはり、年齢が高くなるにしたがって、外出をしない理由に、健康面の理由をあげることは理解できる。

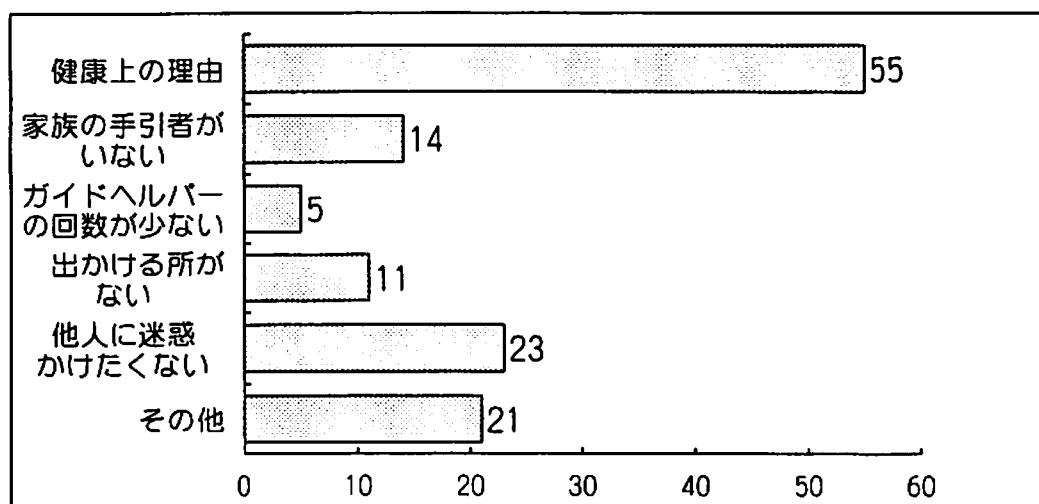


図3-5

外出の機会が少ない理由に「ガイドヘルパーの回数が少ない」(5%)と、あげていることは、「家族の手引き者がいない」(14%)と合わせれば、数値が高くなる。この点は、今後、制度面の改善を考慮に入れて検討する課題でもある。

第4節 ガイドヘルパー派遣制度の利用状況

ガイドヘルパー派遣制度を知っているか否かは全体で68%の者が知っていると言っている。制度に該当する1級、2級の者が知っていると言った割合は1級が81%、2級が75%と制度面から視覚障害者にほぼ浸透してきていることがわかる。

図3-6、図3-7は、ガイドヘルパー派遣制度の1級の方の利用状況を示したものである。制度があることを知っていても利用したことがあると答えた者は40%となっている。

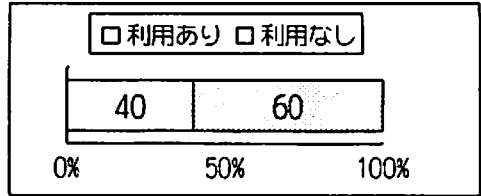


図3-6

具体的な利用先は、「買い物」(21%)、「公共施設」(19%)、「病院」(24%)、「銀行」(11%)、「観劇・コンサート」(17%)、「その他」(13%)であった。やはり、生活面でどうしても必要となる場所への移動の手段としてガイドヘルパー派遣制度を利用していることは良く理解できる。

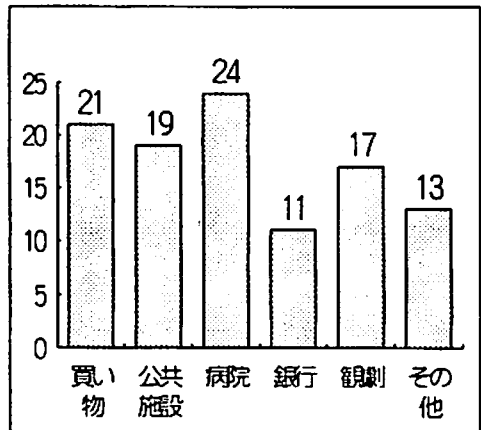


図3-7

せっかく、制度があるのに「利用していない」と答えた者が60%となっている。このことは、利用者側の立場からすれば制度面でガイドヘルパー派遣ができることがわかっているにもかかわらず、連絡することや手続きすることあるいは制約事項等があることで、依頼することが面倒だと思って、その利用をあきらめている者も多くいるものと推測される。

図3-8は、ガイドヘルパー派遣制度を利用したいと希望する者が72%と比較的高い数値を示している。今後、この点を考慮した事務手続きの簡素化

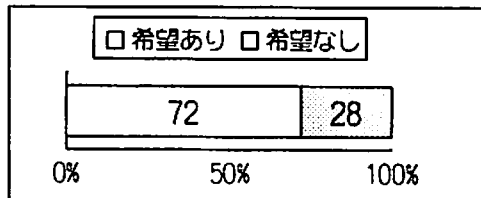


図3-8

と利用の効率を高めるための検討が課題である。専任視覚障害者指導員を配置すれば、ガイドヘルパー養成講習会を開催して、視覚障害者が安心して暮らせる地域社会の実現と、さらに充実した安全で効率的なガイドヘルパーの養成も可能である。

第5節 ホームヘルパー、家事援助の派遣制度について

図3-9は、ホームヘルパー、家事援助の派遣制度を知っているか否かを示したものである。全体の84%と多くの視覚障害者の方が知っていると答えている。等級別に見ても1級(84%)、2級(88%)、3級以下(82%)と大きな差はなかった。また、年齢別では、70歳~79歳が91%とほとんどの方が知っていると答えている。これは、高齢化の傾向により、高齢者の家庭では日常生活を営む上で支障をきたす場合も予測される。つまり、福祉制度を十分に活用して日常生活を快適に過ごすことを考えた結果であると推測される。

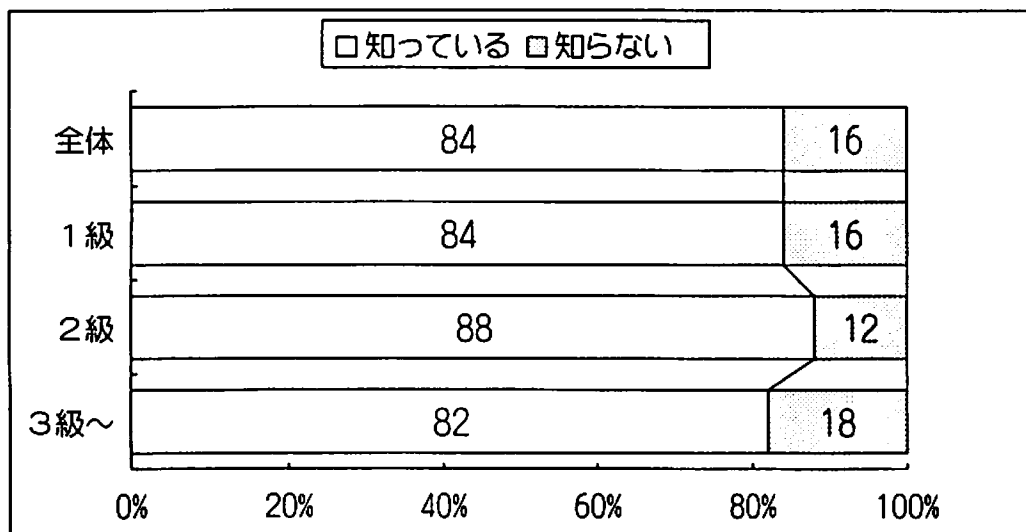


図3-9

第6節 福祉センター、スポーツセンター、図書館の利用状況

図3-10は、福祉センター、スポーツセンター、図書館の利用状況を示したものである。利用したことがある者は、全体で35%であった。等級別に見ると、1級(49%)、2級(25%)、3級以下(25%)で、1級の方の利用度は高いことがわかる。

また、年齢別に見ると、59歳以下(49%)、60歳~69歳(30%)、70~79歳(28%)、80歳以上(22%)である。

具体的にどんな利用をしたのかを図3-11に示した。「講習会」(4%)、「機器の利用」(1%)、「水泳」(7%)、「陸上競技」(2%)、「レクリエーション」(9%)、「対面朗読」(8%)、「録音・点字図書の利用」(16%)、「その他」(11%)であった。なかでも、図書館の利用が「録音・点字図書の利用」と「対面朗読」を合わせると24%である。このことは、1級の視覚障害者の利用状況の高いことから理解できる。

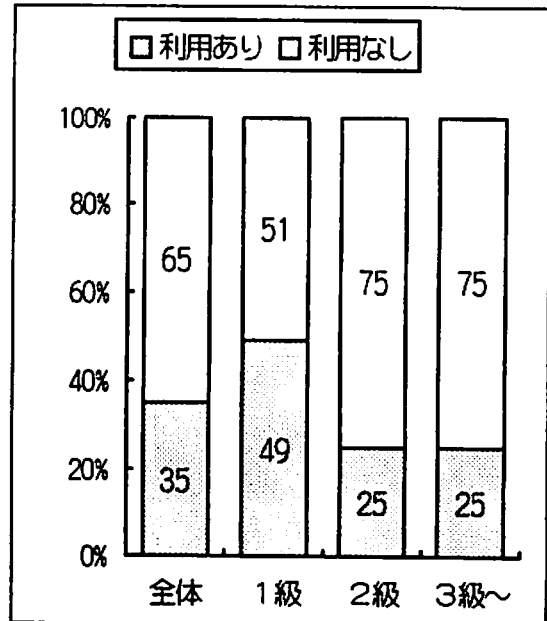


図3-10

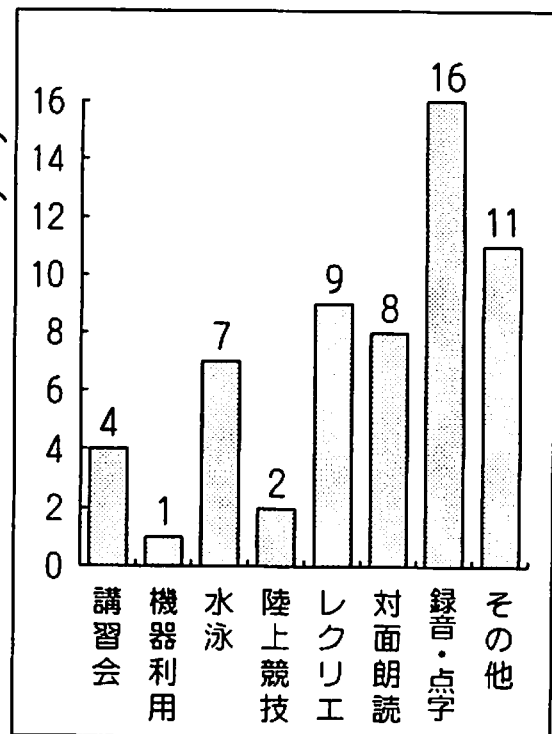


図3-11

第7節 障害者団体への加入状況

図3-12は、各種障害者団体への加入状況を示したものである。加入状況は、全体の29%である。等級別に見ると1級（48%）、2級（28%）、3級以下（11%）と等級が下がることにしたが、障害者団体への加入の割合が下がっている。

このことは、確かに、障害者同士の横のつながりを深めて、各種の情報を入手しなければならない状態から福祉制度面での情報も役所からのお知らせ等で知ることできるようになってきたことを反映しているものと推測される。つまり、あえて障害者団体に加入しなくても「座っていても福祉は回って行く」といったことから、障害者団体への加入者は増えていないことも否めないといえよう。

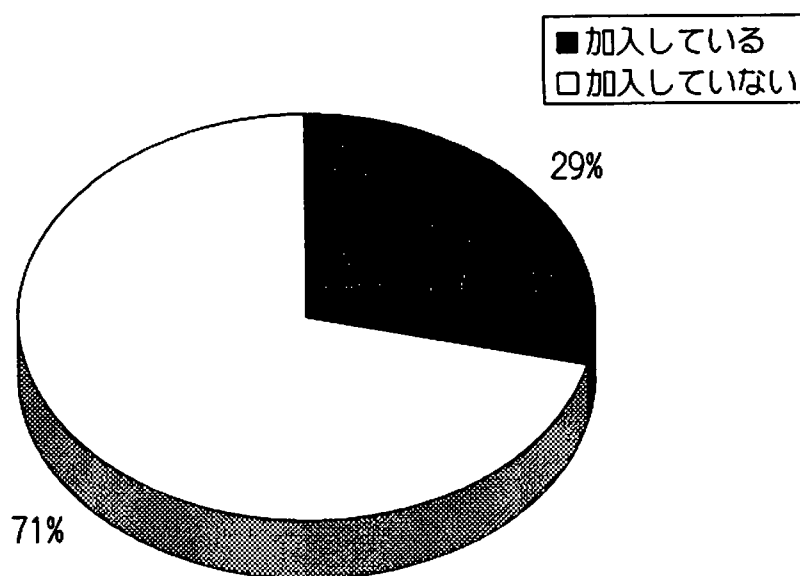


図3-12

第8節 各種福祉制度の理解状況

① 「JRなどの鉄道旅客運賃の割引」制度

図3-13は、「JRなどの鉄道旅客運賃の割引」の制度を知っているか否かを示したものである。この制度については、84%と多くの方が知っていると答えている。

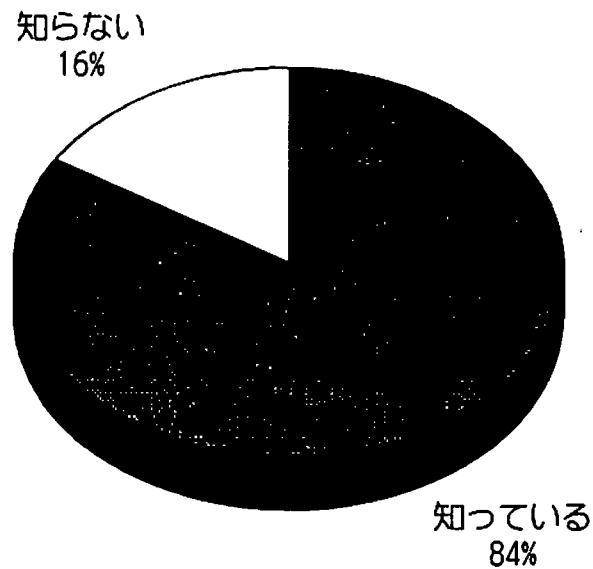


図3-13

② 「都営交通の無料パス」制度

図3-14は、「都営交通の無料パス」の制度について、知っているか否かを示したものである。この制度を知っている方は、身近なものだけに85%とかなり多くの方が知っていると答えている。

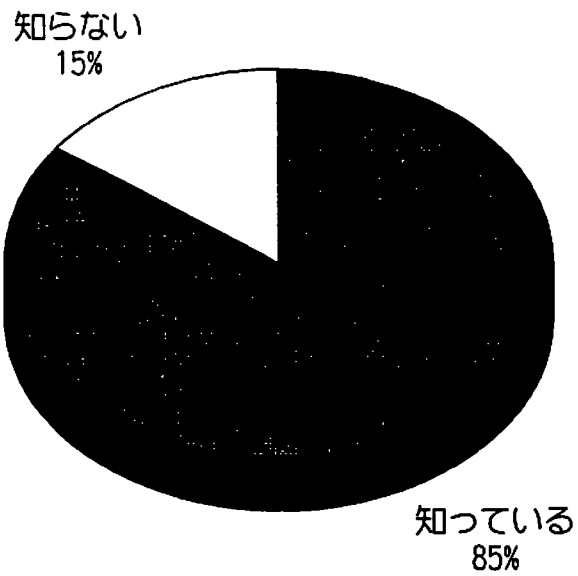


図3-14

③ 「福祉タクシー利用券」制度

図3-15は、「福祉タクシー利用券」の制度について、知っているか否かを示したものである。この制度を知っている方は、85%とかなり多くの方が知っていると答えている。

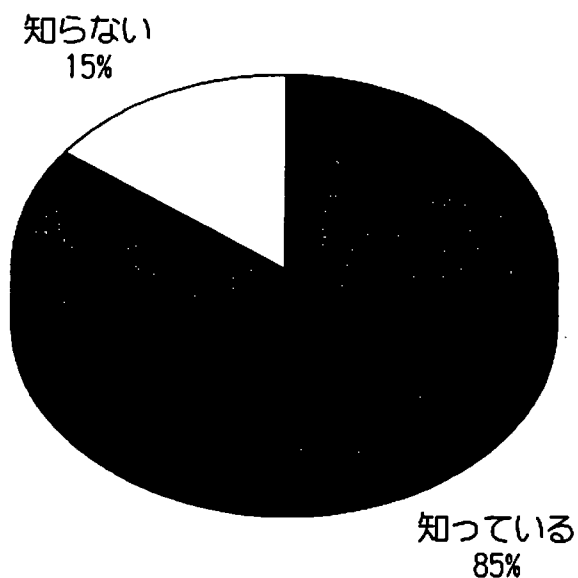


図3-15

④ 「理容・美容サービス」制度

図3-16は、「理容・美容サービス」の制度について、知っているか否かを示したものである。この制度を知っている方は、51%と半数の方が知っていると答えただけで、他の制度よりもこの制度について知っている方が少ない。ただし、制度に該当する1級の者の割合は77%であった。

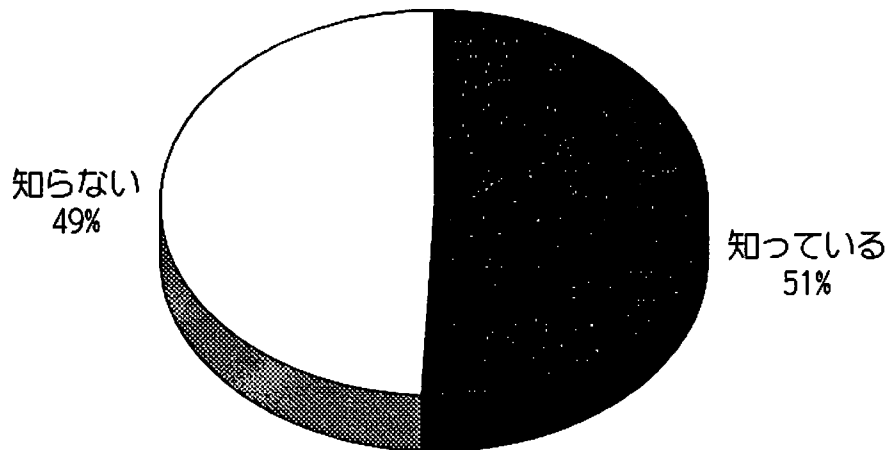


図3-16

⑤ 「一般図書、墨字本と点字本の差額相当額の助成する」制度

図3-17は、「一般図書、墨字本と点字本の差額相当額を助成する」制度について、知っているか否かを示したものである。この制度は、平成5年4月から制度化されたもので、まだ、よく知られていないため23%と制度そのものを知らないことがわかる。また、この数値は、本調査で点字が読めると答えた割合とほぼ同じ数値であった。

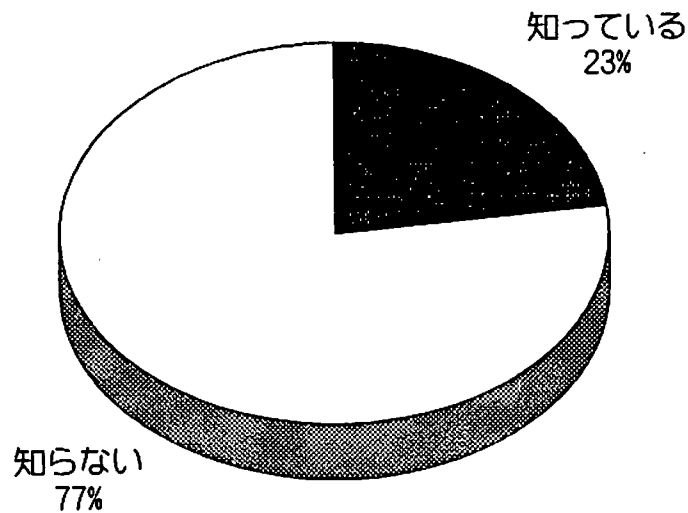


図3-17

⑥ 「市報・会報のテープ貸し出し」制度

図3-18は、「市報・会報のテープ貸し出し」の制度について、知っているか否かを示したものである。この制度を知っている方は、49%とほぼ半数の方が知っていると答えている。また、この制度は、広報的な役割が高いだけに多くの方に知って欲しい制度でもある。



図3-18

第9節 日常生活用具の給付・受給状況

表3-1は、日常生活用具の給付・受給の状況を示したものである。この図を見てもわかるように、日常生活用具の三種の神器であるテープレコーダー（16%）、時計（16%）、電磁調理器（11%）は比較的受給率が高いことがわかる。しかし、全体的には給付されていない者が77%と、その受給状況は低いことがわかる。また、表3-1の（ ）の数値が現在の利用状況を示したものであり、テープレコーダー（13%）、時計（12%）、電磁調理器（4%）となっている。具体的に見ると、1級のテープレコーダー受給者33%中、29%が利用している。また、1級の時計受給者39%中、28%が利用していることからテープレコーダーと時計はよく利用していることが理解できる。

電磁調理器は1級の受給者25%中、8%であることから、あまり多くの方が利用していないことがわかる。高齢化している視覚障害者の実態からも複雑化した機器類の活用には、それなりのADL（日常生活動作訓練）面での指導の必要性があることが推測できる。したがって、こうした個別の問題点を解決する専任視覚障害者指導員の配置が必要である。

表3-1

*（ ）内の数値は、現在利用中の割合%

	全体	1級	2級	3級
テープレコーダー	16 (13)	33 (29)	8 (8)	3 (-)
時計	16 (12)	39 (28)	3 (3)	- (-)
タイムスイッチ	1 (1)	3 (1)	- (-)	- (-)
カナタイプライター	3 (1)	8 (3)	- (-)	- (-)
点字タイプライター	4 (3)	9 (7)	- (-)	- (-)
電卓	2 (1)	4 (3)	- (-)	- (-)
音声式体重計	5 (5)	12 (11)	3 (3)	- (-)
電磁調理器	11 (4)	25 (8)	5 (5)	- (-)
はかり	1 (-)	1 (-)	- (-)	- (-)
屋内信号装置	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (1)
盲人用体温計	6 (4)	13 (8)	3 (3)	- (-)
音響案内装置	2 (1)	3 (3)	3 (-)	- (-)
視覚障害者用拡大読書器	2 (2)	1 (1)	8 (8)	- (-)
なし	77 (82)	53 (63)	85 (85)	96 (99)

第10節 生活訓練について

① 点字について

図3-19は、点字が読めるか読めないかを示したものである。全体の22%のものが読めると答えているが、年齢的には若い者のほうが多いのは当然であるが、高齢者のなかにも点字が読めると答えた数値は予想よりも高かった。

点字訓練を希望する者は、6%と低い。また、受けたくない者も72%と高い数値となっている。このことは、高齢化傾向を示した調査結果からすれば、しかたがないことであるかもしれない。

点字の習得は、高齢者は難しいものといわれるが、根気と努力によって、習得してほしいものである。

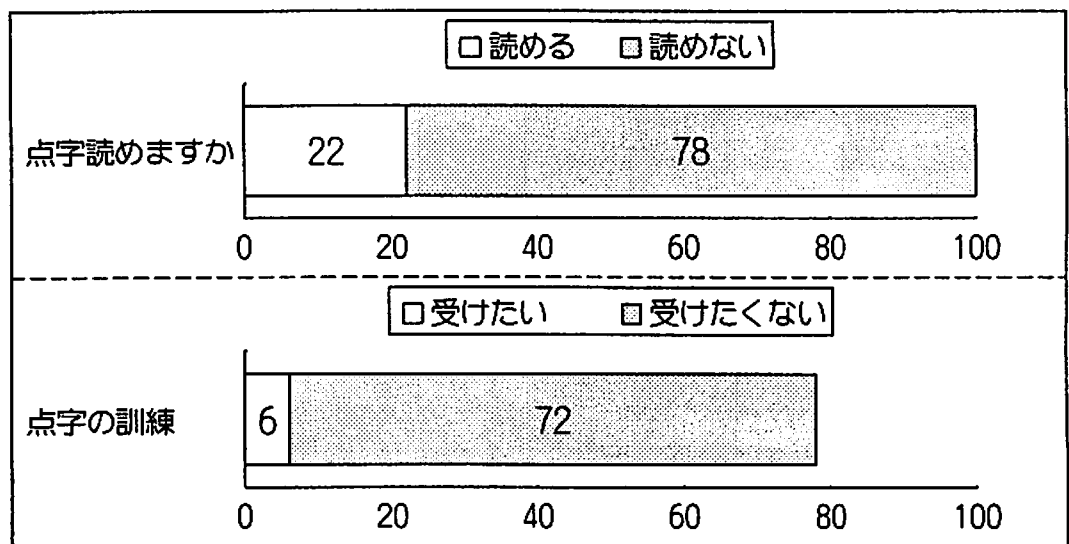


図3-19

② 盲人用ワープロについて

図3-20は、盲人用ワープロを知っているか否かを示したものである。全体の49%と約半数の方が知っていると答えている。近年、パソコンを利用した視覚障害者の情報機器はめざましい発展をとげてきている。多くの視覚障害者がその恩恵にあずかっていることも事実である。

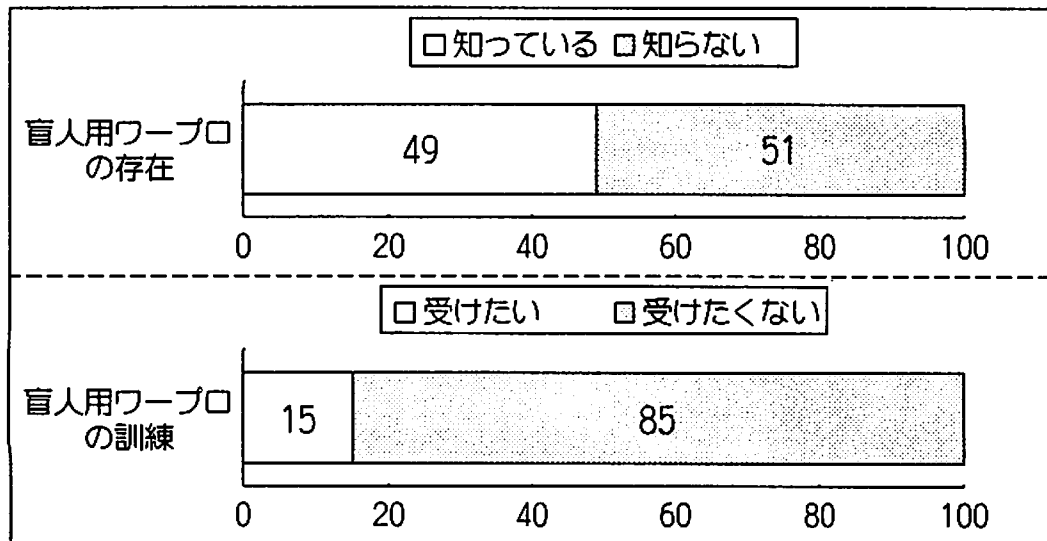


図3-20

盲人用ワープロ訓練を希望する者は、15%と低く、訓練を希望しない者は、85%と高い数値である。やはり、高齢化傾向は否めない事実であり、盲人用のワープロを習得するには時間もかかり、いまだ訓練の希望などしたくないといった気持ちが強く、訓練を希望するには至っていないことが推測される。また、便利であることはわかっていてもまだ盲人用ワープロは高価で誰でもが購入できる価格ではない。

世の中が墨字を中心とする社会であることを考えれば、盲人用ワープロを視覚障害者が活用できるようにするために、国の日常生活用具に指定して公的給付されることが望ましい。その結果、訓練希望者も増加し、充実した盲人用ワープロの訓練ができるようになるものと思われる。

③ 一人歩きについて

図3-21は、一人歩きができるか否かを示したものである。全体の71%ができると答えているが、この数値は、一人歩きということの受け取り方が人によってまちまちであるために、数値が高くなったものと思われる。また、高齢化傾向を考えれば、例えば、部屋の中を歩くことや庭を散歩することも入った数値であるようにも推測される。さらに、本調査の外出の項目を見ても、よく一人で外出すると答えた者の数値は、45%であることから裏付けられる数値であると思われる。

歩行訓練を希望するものは、7%と低い数値である。これも、点字や盲人用ワープロと同じように高齢者傾向が高いことから、訓練といったニアンスは無理だと敬遠されることは否めない。住み慣れた地域社会の中で暮らしたいと希望している視覚障害者に対して、人間らしい生活を実現するために、一人一人の個別の援助を保障することの意義が大きい。それが、例え、隣近所や近くのお医者さんにかかるための一人歩きであつても、視覚障害者にとっては夢の実現である。こうした実現のためには、専任の視覚障害者指導員による歩行訓練がどうしても必要である。

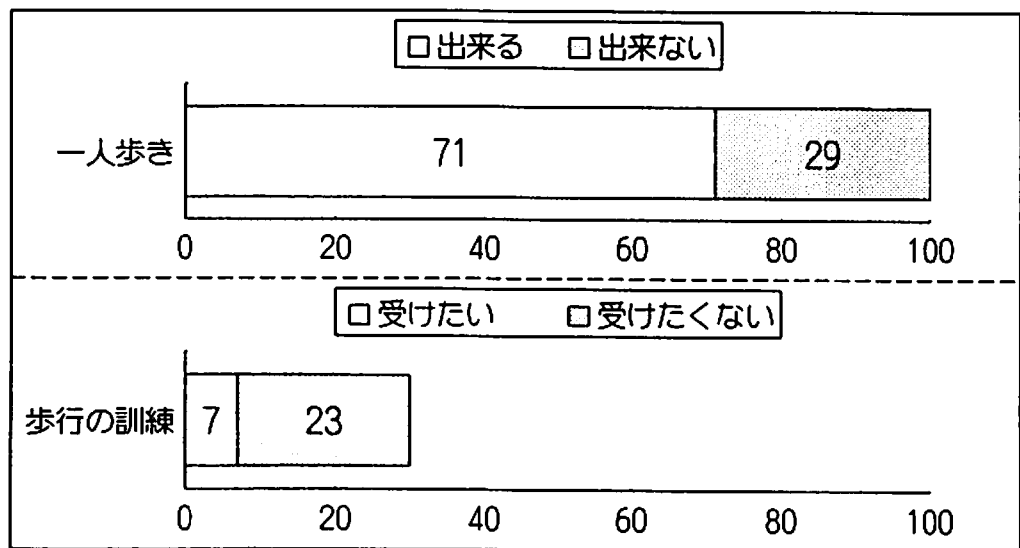


図3-21

④ 調理について

図3-22は、一人で調理ができるか否かを示したものである。全体の60%ができると答えている。等級別に見ると、1級48%、2級58%、3級以下74%であった。やはり、等級が低いほど調理ができると答えた数値は高くなっていることがわかる。

調理訓練を希望している者は、6%と低い数値である。このことは、高齢化傾向が高いことから、訓練を希望しないことが推測される。それから、ホームヘルパー（家事援助派遣制度）の充実により、ヘルパーさんの援助により、まとめて調理していただいたものを冷蔵庫や冷凍庫に入れて置いて、後は簡単に温めるだけで食事ができるようになっているサービスが得られることから、あえて、訓練を希望しなくても調理には不便を感じていないことも推測される。

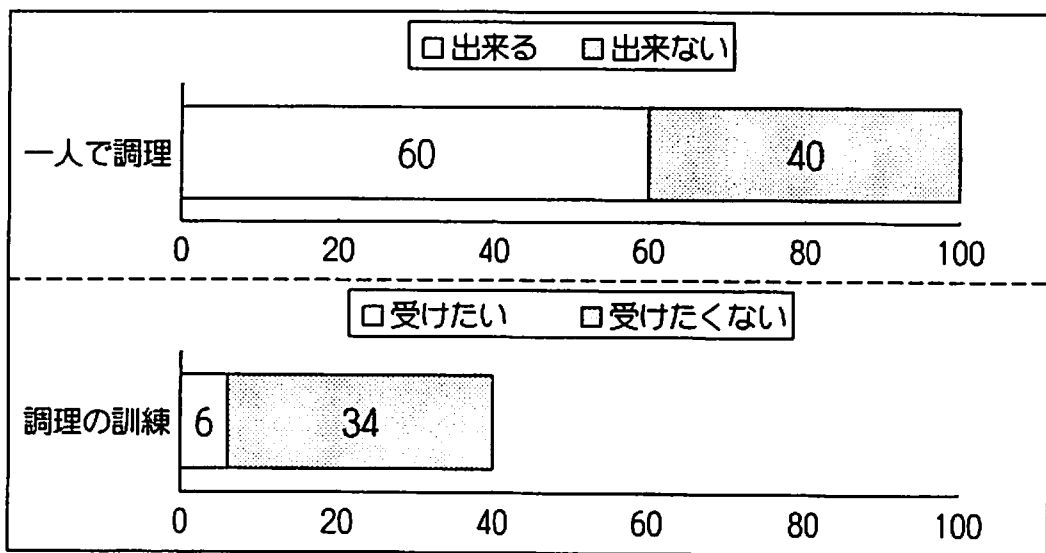


図3-22

第11節 住まいの状況

① 家族について

図3-23は、家族について示したものである。単身者は15%で、2人以上の家族は85%である。なかでも、2人の家族が39%と、核家族化と高齢化の傾向が見られる。

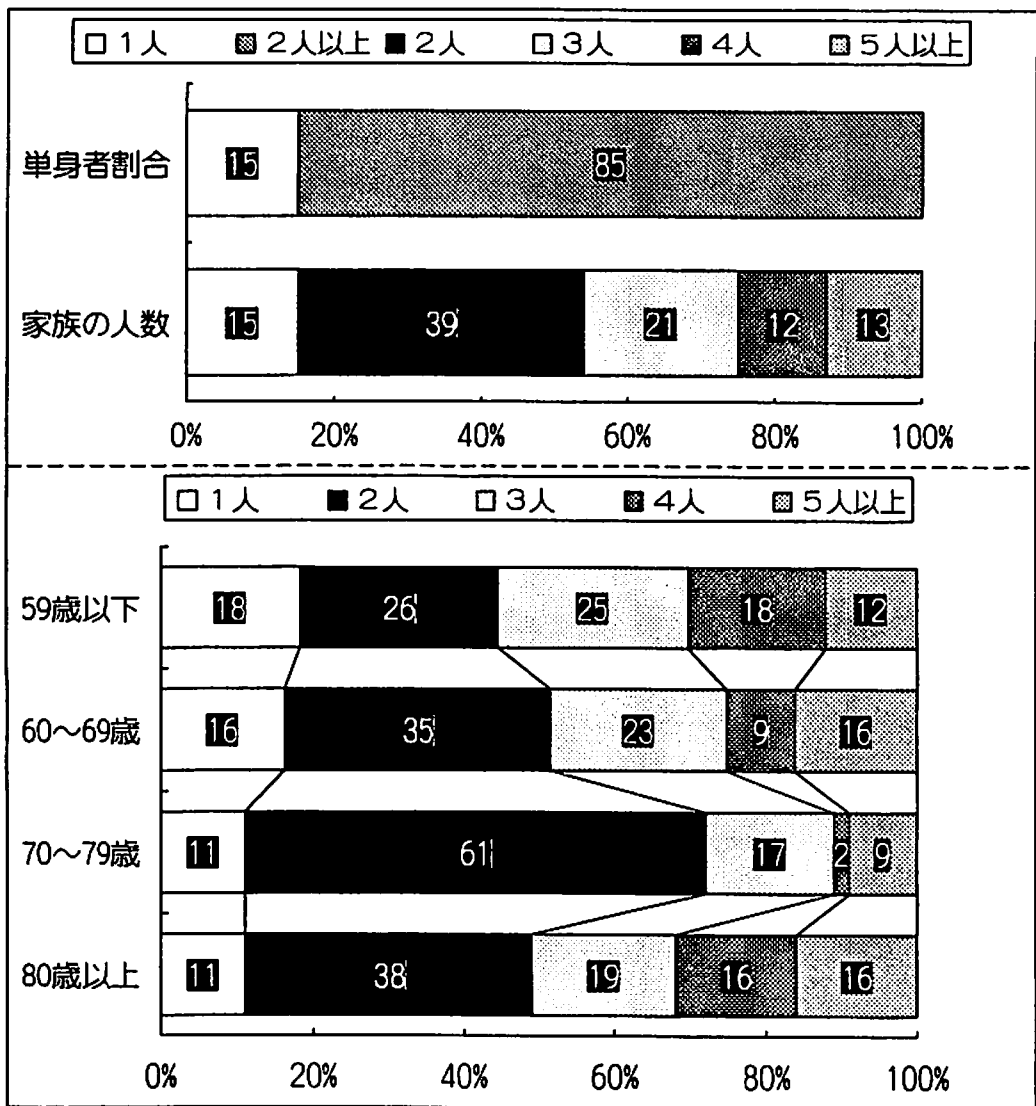


図3-23

② 住まいについて

図3-24は、住まいについて示したものである。持ち家は58%、戸建の借家は1%、アパート14%、公営住宅18%、社宅・公務員住宅4%、その他6%となっている。

住まいについてみると、持ち家が多いことは地付き住民が多いことと高齢者が多いことがわかる。ただ、若い世代からすれば、住宅問題は深刻であり、身体障害者枠の公営住宅の増設が今後の課題となる。

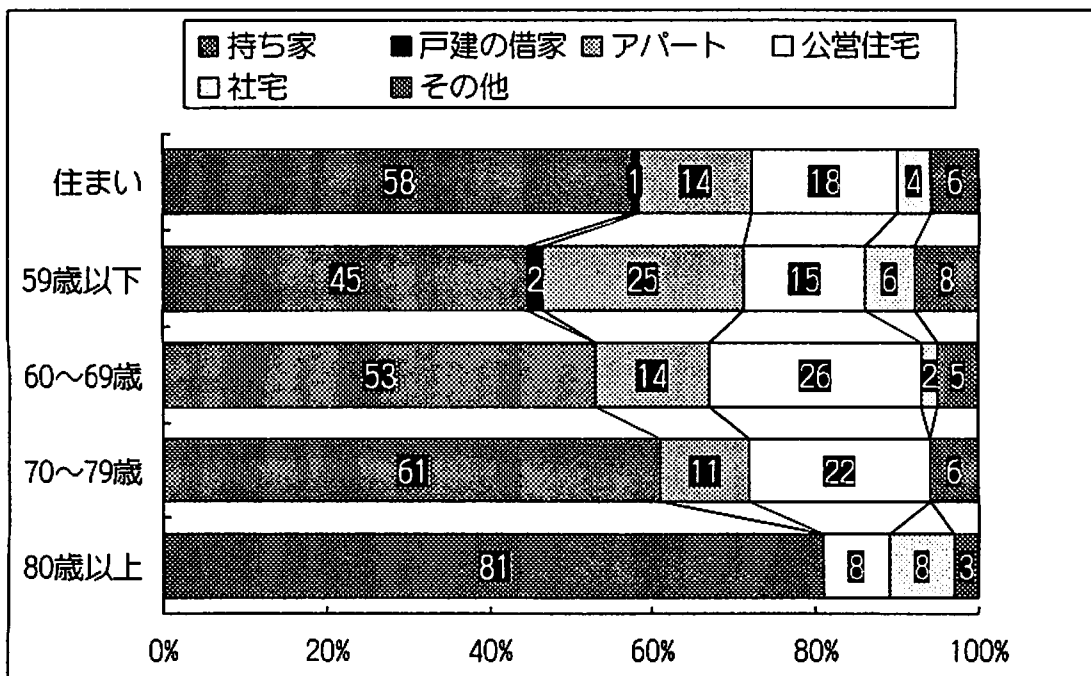


図3-24

③ 住まいに関する不満・不便さについて

図3-25は、住まいに関しての不満・不便さについて示したものである。不満・不便があると答えた者は、全体の21%であった。数値的には、持ち家を持っているので、あまり不満や不便さはなさそうに感じるが、以下にフリーアンサーで答えてもらったので、具体的な不満・不便さをそのまま紹介する。

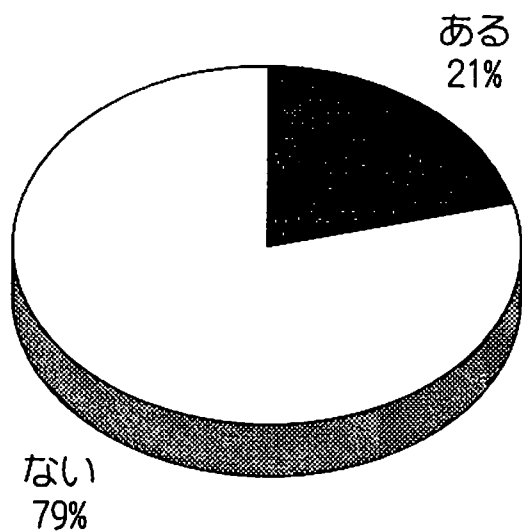


図3-25

資料1 フリーアンサーの回答から
今の住まいに不満・不便を感じること

- ⊗ 公団の階段等に点字ブロックがない。
- ⊗ 公団の3階に住んでいるが階段の上り下りが辛い。
- ⊗ 部屋数が少ない。家賃が高い。障害者対象の都営住宅の入居する際の条件枠を広げて欲しい。
- ⊗ 古くなって大分傷んだので広く建て直したい。普通の家でよい。
- ⊗ 二階に上がれない。畳・ジウタンがボロボロになる。靴が3年に1回しかもらえないので間に合わない。
- ⊗ 部屋数が少ない。干し場が少ない。ペランダに出たいが物が干してあるので狭い。
- ⊗ 障害者に対して近所の人達が冷たい。年2回の草取りがあまり参加出来ないので、冷たい目で見られて辛い。
- ⊗ 階段の上り下りが大変。
- ⊗ 日当たりが悪い。台所が狭い。
- ⊗ 魚を焼くと回りに迷惑。
- ⊗ 風呂・トイレに手すりをつけたい。
- ⊗ もう一部屋欲しい。
- ⊗ 築25年で床がブヨブヨで困っている。狭いのも不自由。
- ⊗ 狭い。
- ⊗ 一人の時は風呂の点火スイッチもわからず入れない。
- ⊗ 道路から玄関までが階段があるので不便。
- ⊗ 隣の会社のエアコンの空気が深夜まで入ってきて眠れない。
- ⊗ つたわり歩きなので手すりがあつたらいい。床の段差がなくフラットになればと思う。
- ⊗ 近い内に建て替えになるので、転居先を捜すのに困っている。

- ⊗ 家賃が高い。安くして欲しい。
- ⊗ 狭い上に階段があるのが不満。
- ⊗ 二部屋使用しているが、一部屋にクーラーがない。
- ⊗ 段差が多く不便。
- ⊗ 二階で寝ているが、お風呂の時に一階まで降りるのが大変。
- ⊗ 段差が危ない。手すりがない。
- ⊗ 一間なので、都営住宅に住みたい。
- ⊗ 立ち退きの問題が出ている。
- ⊗ 建て直したいが、ショートステイの時でないとは病人に悪い。
ショートステイをしてもらいたい。
- ⊗ 公営住宅2, 3年のうちに建て替えたい。
- ⊗ 狭い。風呂がない。
- ⊗ 家賃減額をしてもらっているが、もう少し安いとよい。
- ⊗ 段差・風呂・台所等、年をとって使いやすいように直したいと
考えているところ。
- ⊗ 建て替えをしたいが、引込み道路になっていて、道幅の法律
の関係で建て替えが出来ない。
- ⊗ 出来るだけ障害物がないよう壁等を取り外せたらと思う。
- ⊗ 階段がもう少し広いといい。お風呂場に手すりがない。
- ⊗ トイレが遠い。
- ⊗ 息子夫婦と暮らしているのでヘルパーの派遣は断られた。一人
住まいならいいと言われたが、息子夫婦も忙しく私の面倒は
みられない。12月に手術のため入院するがせめて退院の時
ヘルパーを頼みたいがどうしたら来てくれるか。

④ 住宅を借りる時の不便さについて

図3-26は、住宅を借りる際に不便に感じたことを示したものである。借りる時に不便を感じた者は、11%であった。等級別に見ると、1級16%、2級8%、3級以下8%であった。以下に、フリーアンサーで答えてもらった具体的な不便さをそのまま紹介する。

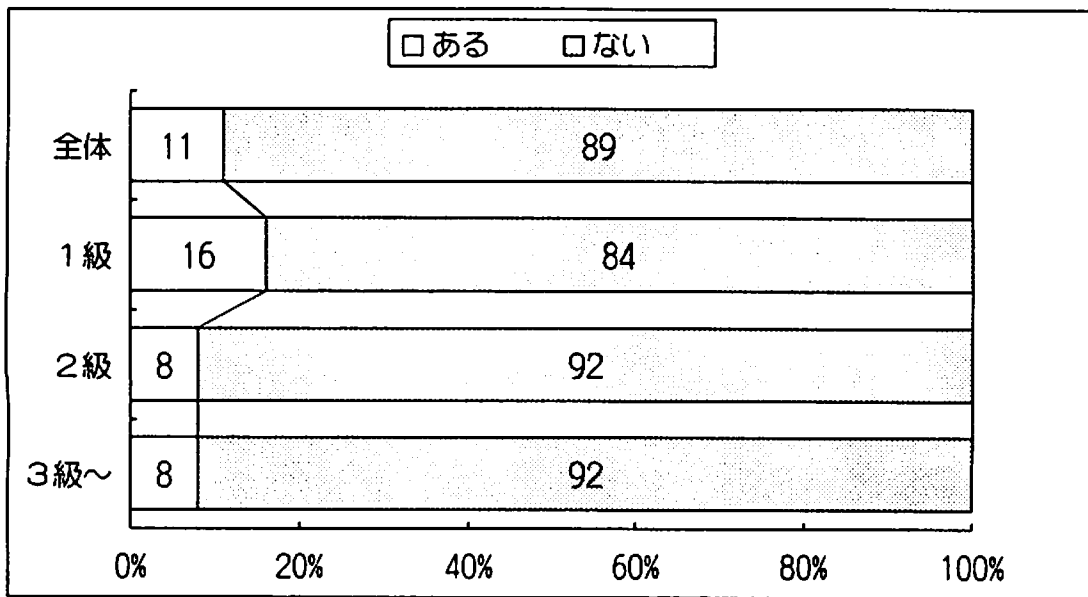


図3-26

資料2 フリーアンサーの回答から
住宅を借りたいと思った時、不便を感じたこと

- ⊗ 収入に見合った住宅がない。
- ⊗ 視力に障害があるということで住宅を借りられない。
- ⊗ 透析に通院しているが、病院から遠くなると困るので新居に移るうにも心配。
- ⊗ 駅から遠い。アパートの上下左右の雑音が気になる。
- ⊗ 細かいことがたくさんある。
- ⊗ 場所が変わると感覚も変わるので心配。障害者にはなかなか貸さない。
- ⊗ 提出書類を書くのが大変。
- ⊗ 市で家族用・障害者用の分譲でも賃貸でもいいので、作って欲しい。
- ⊗ 盲人同志なので、借りられない。
- ⊗ 一人になりたいと思ってアパートを借りたが、全部不便を感じた。
- ⊗ 建て替えの時一時借家に住んだが、階段が異常に急で困った。部屋数も少なく困った。
- ⊗ 足が悪いので、段差があると車イスが使えない。
- ⊗ 目が見えないので、駅のそばに住まなくてはならないが、どうしても家賃が高くなって経済的に大変。
- ⊗ 段差がある。手すりがなし。トイレが遠い。風呂場に手すりがなく危ない。
- ⊗ 市の障害者住宅に入りたいが、現在公団に入っているため駄目だという。一度民間のアパートに入りたいが障害を持っているため断られる。

- ⊗ 以前住んでいた所は、階段が急で風呂もなかった。お風呂屋も遠かった。
- ⊗ 老人ホームを申請しているが、空きベッドがなかなかない。
- ⊗ 家賃が高い。
- ⊗ 都営住宅を申し込むがなかなか借りられなかった。書類を書くのが大変で諦めた。

資料3 フリーアンサーの回答から
困っていること・希望すること

- ⊗ 汚れや細かいゴミ等に目が行き届かないのが困る。公団に住んでいるが要所に点字ブロックがあるとよい。駅にも点字ブロックをつけて欲しい。
- ⊗ 市からの各種通知が点字になっていない。信号機に音声がついていない。路上駐車が多くて歩くのに大変危険。生活必需品になりつつあるコンピュータの購入費を助成して欲しい。図書館に視力障害者専用のコーナーを設置して充実した機器を取り揃えて欲しい。
- ⊗ 現在住んでいる公団住宅の建て替えがあるらしいが、新しい住居になった場合に慣れるまでが心配。
- ⊗ 夫を亡くして遺族年金が半分になってしまい、障害者年金も打ち切られ生活上困っている。
- ⊗ 緊急時の介護あるいは保護の制度があつて欲しい。
- ⊗ 急用が出来た時、4～5日前に連絡してもガイドヘルパーが来てくれない。公園とか散歩等には行ってもらえない。

- ⊗ 道路に点字ブロックが少ない。信号機の音が少ない。ガイドヘルパーの訓練をして欲しい(病院でエスカレーターの案内が不十分で怖い思いをしたことがある)。
- ⊗ バスの行き先が外にもわかるように伝えて欲しい。
- ⊗ 現在週に1回ヘルパーに買い物についてもらっているが、1日おきぐらいに行きたい。ガイドヘルパーの回数を増やして欲しい。趣味にも使いたいが、断られたので今はボランティアセンターで頼んでいる。
- ⊗ 子供が病気になったら、どうしようかと思っている。
- ⊗ 読む・書く・掃除・縫物・調理・買い物にガイドヘルパーがついてくれたら嬉しい。1級でも完全なる失明でないので、ヘルパーが頼めないので困っている。
- ⊗ マッサージ師だが現在失業中。仕事を紹介して欲しい。市から住宅を借りてマッサージ業をやってみたいが、出来るかどうか? 全盲だと不動産屋が部屋を貸してくれない。
- ⊗ 歩道にある自転車が邪魔で危険。歩道に立っている電柱が邪魔で危ない。
- ⊗ この町は障害物が多くて歩きにくい。町の人々の障害者に対する意識も低くて住みにくい。
- ⊗ 音の出る信号機がたくさんあるとよい。キャッシュカード機に点字が打ってあるものをもっと増やして欲しい。
- ⊗ 駅のエスカレーターが上りだけでなく、下りも欲しい。
- ⊗ 病気になった時や身体の調子の悪い時に賄い、または配達をしてくれるとよい。
- ⊗ 路上に自転車が転がっているのを注意して欲しい。歩道の真ん中に電柱あり、道路の高低が同じタイルの色なので判明しない。段差が知らされていない。都庁は壁も床も真っ白で判明しない。
- ⊗ 道に段差があるところは歩きにくい。食堂・トイレも段差があると入れない。

- ⊗ ヘルパーが年間で使う日数が決められているが、決めない方がよい。何回でも利用出来るとよい。ホームヘルパーは曜日で限られてしまうが、いつでもがいい。
- ⊗ 体温計・体重計等見えなければわかるものを支給して欲しい。時計も壊れやすく予備が欲しい。
- ⊗ 急の時に頼めるヘルパーさんが利用出来るとよい。予約なしで利用したい。
- ⊗ シルバー人材センターの方は無断で休むので本当に困る。本人からも担当からも連絡なし。道路の点字ブロックの縦の線が足をとられて危ない。縦ブロックは工夫が欲しい。
- ⊗ お金が足りない。
- ⊗ 新聞・テレビが見えない事で困っている。
- ⊗ 外出が一番心配。両親が今は元気だからよいが、病気になった時が心配。
- ⊗ 週3時間のホームヘルパーを週6時間にしてもらいたい。
- ⊗ JRの割引券が介護者なしでも利用出来るとよい。音の出る信号機を増やして欲しい。歩道を自転車が走って危ない。自転車は車道を走って欲しい。
- ⊗ 会議の資料を点字にして欲しい。もつと点字を趣味の方で利用出来るように行政側の制度の緩和を促したい。
- ⊗ ちょっと用がある時にすぐ来て下さるヘルパーがいるといい。今は時間が決まっているので、気軽に頼めるような会があればよい。
- ⊗ 駅の階段の角に光る金属のようなものが打ってあれば、ありがたい。バスの方からスピーカーがついているのだから「何行き」と言ってくれれば便利。
- ⊗ 週1回のヘルパーがくるまで手紙が読めない。もう1回位ヘルパーの回数を増やして欲しい。
- ⊗ 電車の特別割引券が受けられたらよい。新幹線・JR。
- ⊗ 手紙・書類を読んでもらう制度があつたらよい。

- ⊗ 歌番組が好きなのに最近TVの歌番組が少ないので、つまらない。
- ⊗ 買い物はスーパーでは欲しいものが人の手を借りないと買えない。駐車違反が多くて歩きにくい。
- ⊗ 音声の体重計が欲しい。
- ⊗ 入浴サービスを月に2回しかないので、4回位にして欲しい。
- ⊗ 住宅が狭いので困っている。
- ⊗ 点字ブロックの上に放置自転車・車・看板等があり、困る。
- ⊗ 見えず・聞こえずの人にも楽しめる所があればと思う。
- ⊗ 図書館のテープレコーダーの貸出しする場所を教えて欲しい。
- ⊗ 利用券を使って店に行った時に断られる事がある。今までに1度も利用出来ない。
- ⊗ 買い物・急用で出かけた時に困る。郵便物も見ることが出来ない。
- ⊗ 人工透析に通っているが、家族の都合が悪いときには、ヘルパーが欲しい。健康者の障害者に対する礼儀が欲しい。
- ⊗ バスの行き先をテープで流して欲しい。市政センターの前にポストを設置して欲しい。
- ⊗ 外出に困っている。病院について行ってもらえるとよい。
- ⊗ 点字板の上に自転車・車等が置いてある。歩道に自転車が置いてあって危ない。切符が自動販売機になって不便。
- ⊗ 一人でお風呂に入るのが無理なので、手伝ってくれる人がいると嬉しい。
- ⊗ 駅の運賃表が目の高さにあると便利。点字ブロックタイルの色が道路の色と同じだと区別がつかない。
- ⊗ バスが停留所に着いた時に音声で行き先を知らせて欲しい。指導員制度は歩行や調理の訓練だけでなく、将来的に安定出来るよう就職活動等についても全面的にバックアップ出来るような制度にしてもらいたい。

- ⊗ 市役所の担当者をあまり異動させないで欲しい。市役所の1階から2階の階段が光って見づらい(特に降りる時が危険)。JR等の階段の降りはじめに盲人用ブロックをつけて欲しい。図書館のコピー機を使う場合手伝って欲しい。コピー代を無料にして欲しい。
- ⊗ 部屋の汚れとか細かい所まで、よく目が届かない。
- ⊗ 音のでる信号機ばかりではないので、盲人が個人的に電波が鳴るような機械を持っているとよい。宿泊の助成制度が欲しい。
- ⊗ 全く歩けない状態で生きていくだけで精一杯。70才過ぎの妹に面倒をみてもらっている。
- ⊗ 本人は生きている事が辛いと思う。こういう電話は障害者の配慮に欠けるのでは。
- ⊗ 今は母に頼りっぱなしだが、将来はヘルパーにお願いしたい。裁縫・ゴキブリ退治・天ぷらを揚げること・階段が困る。
- ⊗ 年金だけの生活なので、大変。
- ⊗ 外出が一番困難。公共の施設へ行きたいけど結局諦めてしまう。
- ⊗ 駅の階段の段差に目立つ線を入れて欲しい。上がる時はいいが下りる時が判断がつかなくて困る。歩道に物が置いてあり、非常に困る。逆光に弱いので、電光板の広告が目に入ると歩きにくい。運賃表を大きめにして欲しい。運賃表を目の高さに置いて欲しい。
- ⊗ 今入院しているが入院費が高いため、市に相談に行きたい。
- ⊗ 洋服の柄・色がわからないので困る。食品などの説明がわからない。
- ⊗ タクシー券の枚数が少ない。三鷹駅・吉祥寺駅前の自転車が歩道をふさいで困っている。ヒューマンアシスタント制度の枠を広げて欲しい。
- ⊗ 体幹機能障害の方が重いので、介護券の数を増やして欲しい。デイサービスのバスが家まで迎えに来てくれたら嬉しい。
- ⊗ タクシー利用券が必要だが、どこに申請すればいいのか。

- ⊗ 放置自転車・立て看板が邪魔。歩道の中まで乗り入れている車が点字の所に置いてあつて困る。
- ⊗ 寂しいので、話し相手が欲しい。
- ⊗ 妻が万一入院したらヘルパーを頼みたい。包丁がみえないので調理が一切出来ない。
- ⊗ 墨字が読めないので困る。
- ⊗ 職を選ぼうにも難しい。余程の受入体制がなければ無理。
- ⊗ ヘルパーの時間がもつと欲しい。買い物・散歩等も一緒にして欲しい。ガイドヘルパーでないと外に一緒出来ない。
- ⊗ 歩道が狭く歩きにくい。自転車がスピードを出すので困る。
- ⊗ 町の階段・段差をもつとわかりやすくして欲しい。色々な制度をもつと知らせて欲しい。
- ⊗ 東村山市の「仲間の家」で料理教室をやっているが、武蔵野市にもあつたらやってみたい。
- ⊗ バス停・駅の時刻表と運賃表をもつと大きい字で、またもう少し下げてもらえれば見やすい。
- ⊗ ショートステイの回数を増やして欲しい。
- ⊗ 将来が不安なので、点字の訓練を受けたい。
- ⊗ 現在盲学校に通学しているが、将来就職等のことで行政に相談したい。
- ⊗ 一人暮らしなので、具合が悪い時は給食サービスを受けられるとよい。
- ⊗ 歩道に自転車が置いてある。階段の構造に問題あり。
- ⊗ 母は骨折で入院していたが、ボケがでてきて病院から出るよう言われ困っている。ガイドヘルパーの費用は経済上無理。
- ⊗ 足腰が弱いので、外にちよつと休む場所があれば、少しずつ歩ける。
- ⊗ 新聞・印刷物・大きい看板の字も見えない。爪を切るのが大変。食品のパック詰めが表示がわからない。

- ⊗ 妻に助けってもらっているが、妻も年令的にだいぶ弱ってきて心配。
- ⊗ 今は両親と一緒になのでよいが、一人になった場合、生活全体が心配。
- ⊗ 買い物が大変。公共料金を無料または減額にして欲しい。
- ⊗ 市はいい制度があるなら、はっきり知らせて欲しい。また利用出来るようにして欲しい。音響装置や視覚障害者用拡大読書器などがあることも知らなかった。
- ⊗ 部屋の掃除のヘルパーの派遣を週に1回でも来てもらえたらよい。
- ⊗ お年寄りの集まりの場が必要。市でバックアップして老人・障害者のために頑張ってもらいたい。
- ⊗ 外出する時のヘルパーが頼めないのが困っている。盲人用の本物の白いツエが欲しい。
- ⊗ 読書器はよさそうなので試してみたい。便利な物は何でも試してみたい。
- ⊗ 駅の表示板が高すぎて見えない。
- ⊗ 妻も高齢で大変なので、無料でやってもらえたらいい。
- ⊗ 携帯電話の貸出しや格安に手に入ればよい。歩く上で自転車が整頓されていると歩きやすい。
- ⊗ 公団住宅が建て直して、3～4倍に上がるので困っている。
- ⊗ 住む所を都営等優先にして欲しい。収入が少ないので第1ポイントとして障害者にあてて欲しい。
- ⊗ 5級だと市からあまり援助がない。タクシー券は病院に行く時くらいはもらいたい。ホームヘルパーをお願いしたい。
- ⊗ 道路の段差、三鷹駅の北口のブロックになった所が歩きづらい。
- ⊗ 駅の運賃表が見えない。
- ⊗ 市からの貸出し表は何にのっているのかわからない。拡大鏡を借りたい。
- ⊗ TVが聴こえにくい。

- ⊗ はかり・電磁調理器のことを知らなかった。ぜひ利用させて欲しい。もっとPRをして下さい。
- ⊗ 道路に段差がある。階段の手すりを健康な人が使っていて、障害者は使いづらい。
- ⊗ 道路の凹凸がわかりにくく、ちょっとした段差もつまづく。夜間は自転車のライトをつけて下さい。
- ⊗ 今後の生活・子供の教育等不安。何か仕事があればと思う。
- ⊗ 片目しか見えないので、町を歩いているだけでも不安。
- ⊗ 放置自転車が危ない。後からベルを鳴らさず自転車が走ってくるのが怖いと思う。
- ⊗ 家族が外出する時、ホームヘルパーや家事援助等の派遣を希望する。

視覚障害者施策の 充実に関する提言

当委員会は、視覚障害者のリハビリテーションのため視覚障害者指導員制度について調査研究を行うことを目的に設置され、平成6年5月2日から今日まで活動してきたものである。

この調査研究に当たっては、視覚障害市民の現状およびニーズを適確に把握することが重要であるとの認識のもとに、視覚障害者238名の全員に対し電話または、訪問により聞き取り調査を行い、対象の80.3%、191名の方から回答をいただいた。

調査結果とその問題点については、既述したところであるが、それらの結果をふまえて、当委員会は視覚障害者の福祉充実のために必要であると思われる諸点について次のように提言するものである。

なお、これらの提言の中には、現行諸制度や行財政の現状から直ちに実現が困難であるものも含まれると思われる。しかし、すべての視覚障害市民が人間らしい質の高い市民生活を実現するためには重要な課題であると当委員会は判断するものであり、今後の市政において可能な限り実現のために努力されることを期待するものである。

1 武蔵野市の視覚障害者の特徴は、60才以上の者が全体の66%であり視覚障害者問題は同時に高齢者問題であるといえる。

この点では、市が平成6年度より組織統合を行い、障害者・高齢者に対する社会サービスを統合し、より質の高いサービスを効率的に行うようなサービスシステムに転換されたことは高く評価される。

しかし、視覚障害者の中には40才～50才代の働き盛りの人が21%おり、さらに将来の人生設計について、視覚障害という困難なハンディキャップを克服しなければならない若年層も存在している。したがって、視覚障害という特別なハンディキャップに対し、高い理解を持つとともに専門的な指導助言を行う機能として視覚障害者指導員の設置が必要である。

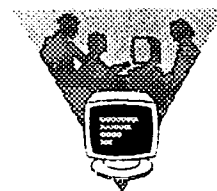
2 視覚障害者においては、重度障害である1・2級者が全体の60%を占めており、重いハンディキャップを負っている人が多数をしめていることも特徴である。また、受障後10年以上を経過した人は58%、5年以上10年未満は17%と、障害期間の長期経過した人が多数を占めている。

このことは、高度情報化社会といわれている現代において、情報の90%が視覚情報であることを考えるなら、視覚障害者は情報から疎外されて生活しているといえる。

市は、ボランティアの協力を得て市報のテープ化など一定の努力を払っているものであるが、それにしても視覚障害者の情報疎外は避けられていない。

視覚障害者に対し必要な生活情報を適確に伝えることは、人間らしい生活のためには不可欠のことである。このことを、可能にするためには、視覚障害者の置かれている状況を適確に把握し、ひとりひとりにあつた適切な情報の提供が必要であり、その意味からも視覚障害者指導員の果たすべき役割は少なくない。

なお、視覚障害者への新しい情報システムとして、パソコン通信システムの開発を検討するとともに、点字情報の提供システムについて検討することが必要である。



3 市は、視覚障害者の自立援助のためホームヘルパー・ガイドヘルパーなど在宅サービスの充実について努力されてきたことは評価できるものである。

しかし、今回の調査において、特にフリーアンサーでみる限り、当事者の間に少なからず不満があり、サービスの供給と利用の間でミスマッチが存在することが認められた。これは、現行の公的サービスの供給システムが個別事業ごとの申請に基づいて決定されることを基本として行われており、障害者の全生活を理解し、自立のために必要なサービスをトータルで供給しようというシステムになっていないことに起因することが大であると考えられる。

したがって、視覚障害者の生活とそのニーズを把握し、適切なサービスを総合的に提供する上においても視覚障害者指導員の配置が必要であると考ええる。

4 武蔵野市においては、「福祉環境指導整備要綱」を定め、障害者や高齢者などを含めすべての市民が安全かつ快適に生活できるよう、福祉のまちづくりを推進し、貴重な成果をあげている。しかし、この指導の対象となっている施設等は視覚障害者が日常的に利用するすべての施設ではなく、現実に整備基準に基づいて施設整備が行われているものは、そのごく一部にしかすぎない。

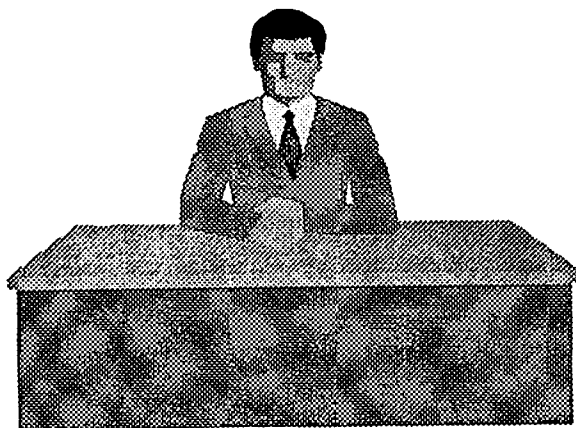
視覚障害者が利用するすべての施設が、一定の整備基準に達するには相当の時日を要するものであり、視覚障害者の個別的なニーズに合わせて、その障害者が利用する施設を順次整備することが必要である。そのことは、小は自宅内における手すりや浴場、段差の改善から、大は点字ブロックやエスカレーターの改善など多岐にわたっている。視覚障害者が利用する施設で容易に改善が可能なものについては、個別的に改善するためのサービスが必要であると同時に、一定のバリアがある施設については、視覚障害者指導員による生活訓練により、バリアを克服する能力を身につけることも必要である。このような観点からも視覚障害者指導員の設置が必要である。

5 視覚障害者にあっても、当然のことながら、体育施設、文化施設、図書館などの公共施設利用のニーズが高いものがあるが、それらの施設利用に当たっての援助の機能が十分でないとの次のような指摘がある。「外出が一番困難、公共の施設へ行きたいけれど結局あきらめてしまう。」また、障害者相互の交流など社会活動の機会を求める意見も出されている。

視覚障害者の社会参加・社会活動を保障するためには、公的な介護援助とともに多くの市民の参加を得た支援ボランティア網の整備などが必要となっている。

一定の援助が行われるなら視覚障害者の主体的な活動によって視覚障害者の社会活動の可能性も広がることが期待されるが、その活動のキーマンとして、視覚障害者指導員の存在が大きな意味を持ち、その活動への期待は大きいものがある。

以上のべたように、武蔵野市における視覚障害者に対する福祉施策の充実のためには、視覚障害者指導員の設置が必要であり、特に市職員として配置されるとともに、視覚障害者に対するサービス提供のための一定の権限を持ったものとして、制度化されることを提言するものである。



■ 付 録 ■

武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会設置要綱

(設 置)

第1条 視覚障害者のリハビリテーションについて調査研究を行うため、武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、視覚障害者の生活指導、歩行訓練等の指導員制度に関し調査・検討し市長に報告することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 学識経験者 | 3名 |
| (2) 市 民 | 3名 |
| (3) 市 職 員 | 1名 |

(任 期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的達成をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員会を召集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長を代理する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、福祉サービス課で処理する。

付 則

この要綱は平成6年5月2日から施行する。

武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会委員

(要綱第3条1号による者)

委員長	原田 住江	武蔵野市医師会
副委員長	深澤 茂	東京都失明者更生館
委員	梅原 秀雄	武蔵野障害者総合センター ワークセンターけやき

(要綱第3条2号による者)

委員	榎本 和代	武蔵野市視覚障害者福祉協会
//	山口 和彦	武蔵野市視覚障害者福祉協会
//	讃良 美由起	視覚障害者ガイドヘルパー

(要綱第3条3号による者)

委員	山本 茂夫	武蔵野市福祉保健部長
----	-------	------------

武蔵野市視覚障害者指導員制度調査報告書

発 行 日：平成7年3月31日 発行
編集・発行者：武蔵野市視覚障害者指導員制度調査研究委員会
：東京都武蔵野市八幡町4-28-13
： 武蔵野市障害者福祉センター内
： TEL 0422-55-3825
： FAX 0422-51-9951
